

# 呉市都市計画マスタープラン 全体構想（素案）

---

令和4年6月

# 目 次

## 第1章 都市計画マスタープランの概要

1.1 策定の目的.....	2
1.2 改定の趣旨と基本的な考え方 .....	3
1.3 計画期間と対象区域 .....	5
1.4 構成 .....	5

## 第2章 呉市を取り巻く状況

2.1 呉市の魅力と強み .....	8
2.2 呉市の都市づくりを取り巻く状況 .....	10
2.3 都市づくりに対するニーズ .....	20
2.4 現行計画の振返り .....	26

## 第3章 全体構想

3.1 都市づくりの主要課題 .....	29
3.2 都市づくりの基本理念, 都市の将来像及び都市計画の目標.....	34
3.3 将来都市構造 .....	45
3.4 分野別の都市づくりの方針 .....	49
1) 土地利用の方針 .....	49
2) 交通体系整備の方針 .....	55
3) 都市施設の整備・維持管理の方針 .....	61
4) 都市の防災・減災, 強靱化の方針 .....	65
5) 都市環境の保全・形成の方針 .....	70

## 第4章 地域別構想

## 第5章 都市づくりの推進方策

# 第1章 都市計画マスタープランの概要

1.1 策定の目的

1.2 改定の趣旨と基本的な考え方

1.3 計画期間と対象区域

1.4 構成



## 1.1 策定の目的

### 1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての道筋を明らかにするものです。具体的には、土地利用及びこれと一体的な交通体系の整備、また、公園や下水道などの施設整備の方針などについて、取組の方向性を総合的に示した都市計画の方針です。

呉市では、平成11年に呉市都市計画マスタープランを策定しています。その後、市町村合併前の川尻町、安浦町、音戸町で策定した各々の都市計画マスタープランを含めて統合し、市全域を対象とした一つの都市計画マスタープランを平成29年3月に策定しています。

### 2) 役割と位置付け

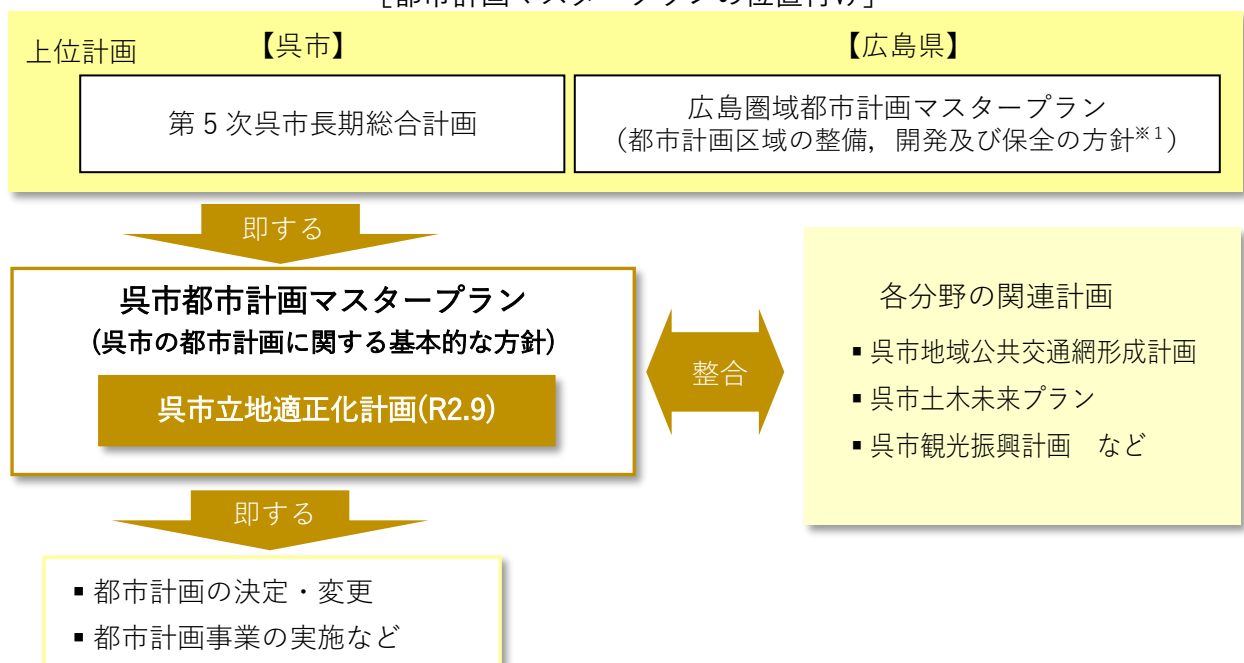
都市計画マスタープランは、次のような役割を担っています。

- ① 市民や事業者と行政が共有する都市づくりのビジョンであり、目指す都市の将来像とその実現に向けた取組の方針を示します。
- ② 個別の都市計画の相互調整を図るとともに、都市計画の決定・変更の指針となります。

都市計画マスタープランは、第5次呉市長期総合計画や広島県が策定する広島圏域都市計画マスタープランに即して策定します。

また、呉市が策定する関連計画を始めとして、県などが策定する計画とも整合を図っています。

#### [都市計画マスタープランの位置付け]



※1 都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針: 都市計画区域マスタープラン。都市計画法第6条の2に規定に基づき, 広島県が広域的な見地から, 都市計画の目標や区域区分の有無, 主要な都市計画の決定方針等を定めるもの。広島県では複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定しており, 呉市の三つの都市計画区域は広島圏域都市計画マスタープランに含まれる。



## 1.2 改定の趣旨と基本的な考え方

### 1) 改定の趣旨

都市計画マスタープランの上位計画である、第5次呉市長期総合計画及び広島圏域都市計画マスタープランが令和3年3月に策定されており、これらの上位計画に即した都市計画マスタープランとして改定を行います。

#### 第5次呉市長期総合計画(令和3年3月)

<呉市の将来都市像>

誰もが住み続けたい, 行ってみたい, 人を惹きつけるまち「くれ」  
～イキイキと働き, 豊かに安心して暮らし, ワクワク生きる～

<私たちが描く未来の呉市>

- 1 質の高い生活が実現されるスマートシティ※<sup>1</sup> 「くれ」
- 2 新たなチャレンジでビジネスチャンスを生み育てる「くれ」
- 3 都会にはない心地よい暮らしが人々を惹きつける「くれ」
- 4 災害に屈しない強靱なまち「くれ」
- 5 SDGs※<sup>2</sup>を通して豊かな未来を創る「くれ」

<目指すべき姿 - 都市基盤分野 ->

誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち

<土地利用の方針>

「コンパクト+ネットワーク」の都市構造を構築し, 地域がつながり, にぎわい, 住み続けられる, コンパクトで持続可能なまちを目指していきます。

#### 広島圏域都市計画マスタープラン(令和3年3月)

<広島県における都市の目指すべき5つの将来像>

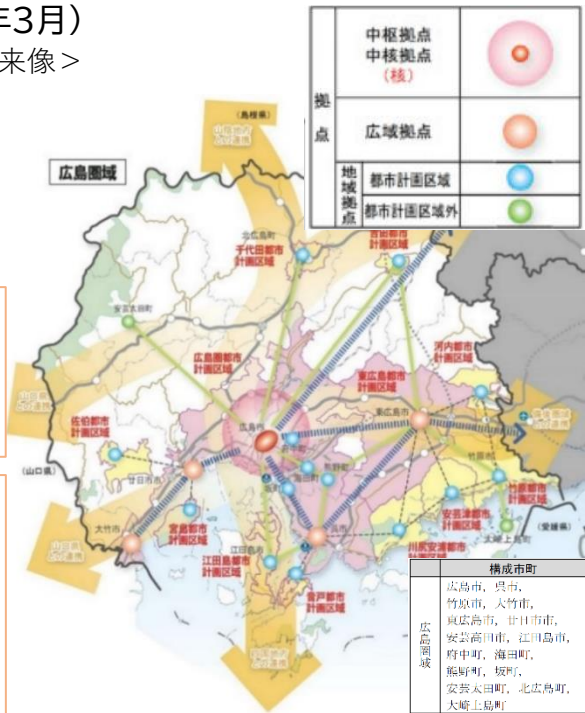
- 1 コンパクト+ネットワーク型の都市
- 2 活力を生み出す都市
- 3 魅力あふれる都市
- 4 安全・安心に暮らせる都市
- 5 住民主体のまちづくりが進む都市

<圏域の目指すべき将来像>

中四国地方の発展を  
牽引する“中枢圏域ひろしま”

<呉市の都市計画区域に関する位置付け>

広島圏都市計画区域※<sup>3</sup>：広域拠点都市  
(中枢拠点の都市機能を分担する地域)  
川尻安浦及び音戸都市計画区域：地域拠点都市  
(広域拠点都市補完と一定の独立性を有する地域)



※1 スマートシティ：都市や地域が抱える様々な課題に対して、AI やIoTなどの新技術を活用して計画、整備、管理・運営等のマネジメントが行われた持続可能な都市

※2 SDGs：エス・ディー・ジーズ。Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界を目指す2030年までの国際目標

※3 広島圏都市計画区域：呉市を含む大竹市, 廿日市市, 広島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町の4市4町で構成された都市計画区域

## 2) 基本的な考え方

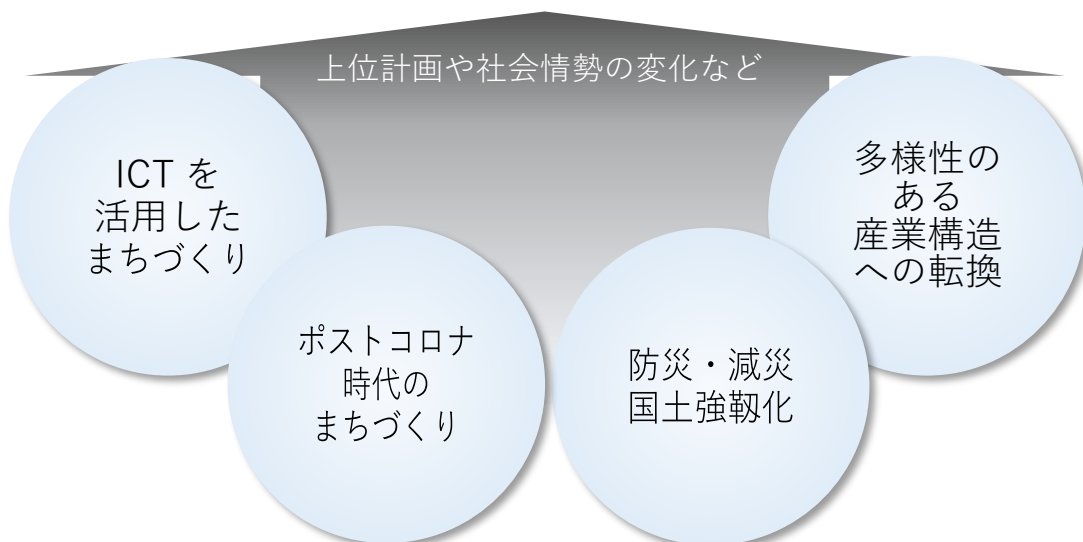
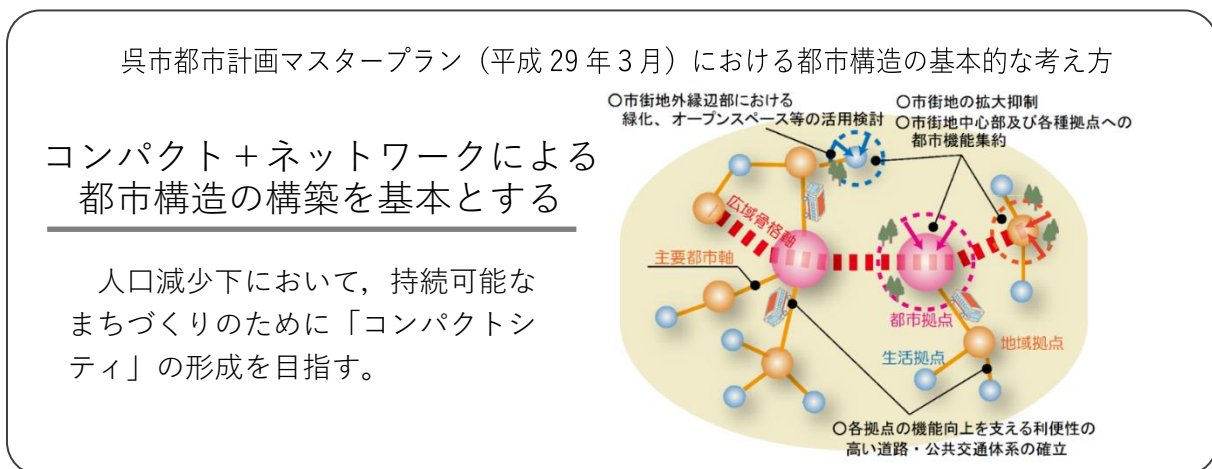
現行（平成29年3月策定）の都市計画マスタープランの基本的な考え方を引き継ぎ、人口減少下における持続可能なまちづくりに向け「コンパクト+ネットワーク」の都市構造の構築を目指すことを基本とします。

近年、社会においては、AIやIoTなどのICTが急速に進展し、これらの新技術を地域の課題解決に活用するまちづくりへの期待が大きく寄せられています。また、新型コロナウイルス危機において、働き方・暮らし方に対する人々の意識や価値観に変化・多様化が生じており、これらに対応したポストコロナ時代のまちづくりが求められています。

加えて、呉市では、平成30年7月豪雨災害において甚大な被害を生じたように、頻発・激甚化する気象災害や気候変動に対応するために、防災・減災、国土強靱化の対応がより一層求められているとともに、企業事業所の設備休止などの影響を踏まえ、重厚長大な産業だけに頼らない多様性のある産業構造への転換が求められています。

このような社会情勢の変化に対応した都市づくりを推進していくために、新たな考えを盛り込んだ都市計画マスタープランとして改定を行います。

### [改定都市計画マスタープランのイメージ]



## 1.3 計画期間と対象区域

### 1) 計画の目標年次

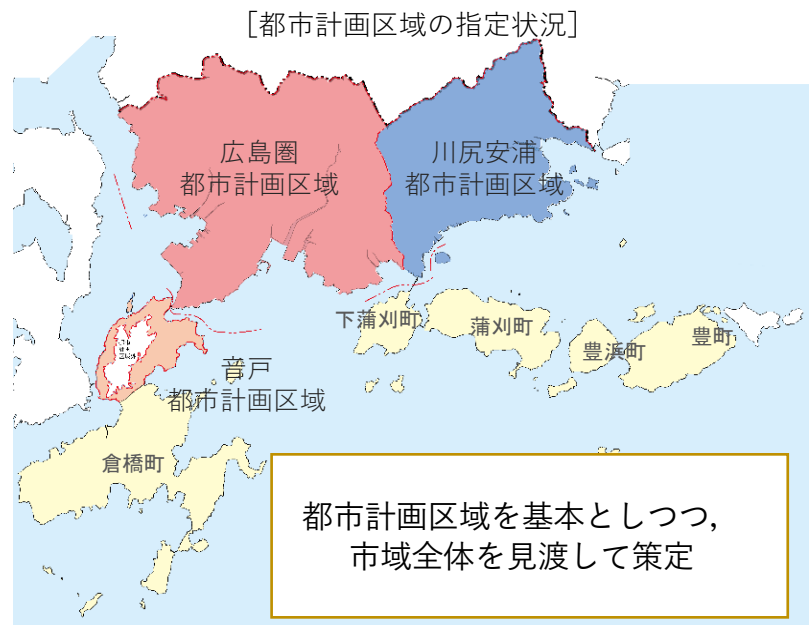
おおむね20年後の都市のあるべき姿を展望しつつ、今後10年間で取り組む都市づくりの方針を定めます。

なお、計画期間中において社会情勢に大きな変化が生じるなどの場合には、必要に応じて見直しを行います。

### 2) 計画対象区域

呉市においては、広島圏都市計画区域、川尻安浦都市計画区域、音戸都市計画区域という三つの都市計画区域が指定されています。

計画の対象区域は都市計画区域を基本としますが、都市計画区域外にあっても、一体的・総合的な都市づくりに資する内容について記載します。



## 1.4 構成

本都市計画マスタープランの構成は次のとおりです。

第1章 都市計画マスタープランの概要 1 策定の目的 2 改定の趣旨と基本的な考え方 3 計画期間と対象区域 4 構成	第4章 地域別構想  ※令和4年度検討
第2章 呉市を取り巻く状況 1 呉市の魅力と強み 2 呉市の都市づくりを取り巻く状況 3 都市づくりに対するニーズ 4 現行計画の振り返り	第5章 都市づくりの推進方策  ※令和4年度検討
第3章 全体構想 1 都市づくりの主要課題 2 都市づくりの基本理念、都市の将来像及び都市計画の目標 3 将来都市構造 4 分野別の都市づくりの方針	



# 第2章 呉市を取り巻く状況

2.1 呉市の魅力と強み

2.2 呉市の都市づくりを取り巻く状況

2.3 都市づくりに対するニーズ

2.4 現行計画の振り返り

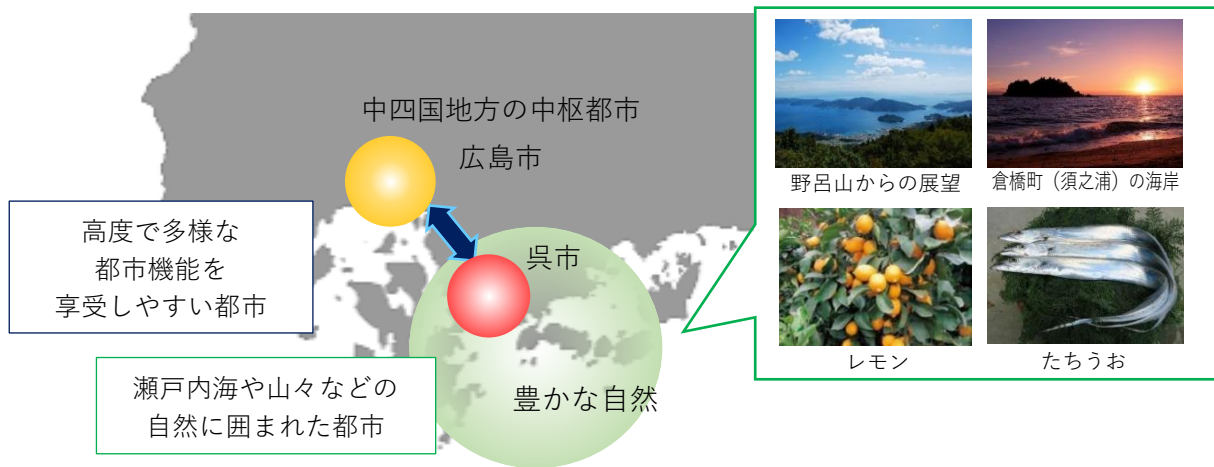


## 2.1 呉市の魅力と強み

### 1) 豊かな自然と中四国地方の中核都市に近接する都市

呉市は、穏やかな瀬戸内海と野呂山、灰ヶ峰を始めとした山々が連なる、風光明媚な自然に囲まれており、マリンスポーツや山歩きなどを身近で体験することができます。また、レモンなどの柑橘類や牡蠣、たちうお、ちりめんなど、その自然の恵みを生かした農水産物が多くあります。

一方で、呉市は、市内に一定の都市機能を有する都市であり、中四国地方の中核都市圏である広島圏域の一翼を担っています。また、その中核都市である広島市に近接していることから、高度で多様な都市機能を享受しやすい環境にあります。



### 2) 旧海軍の歴史とものづくりの技術が根付く歴史ある都市

呉市では、明治22年の呉鎮守府開庁を契機として、本格的な市街地の形成が進められ、当時の海軍が築いた水道施設や港湾施設、病院などの都市基盤は、市民生活に欠かせないものとして現在も活用されています。その後、終戦による海軍の解体とともに、昭和25年の平和産業港湾都市への再生を目指す「旧軍港市転換法」の制定により、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の企業が進出し、瀬戸内有数の臨海工業地帯としての基盤を確立し、広島県の産業をけん引してきました。また、昭和29年に海上自衛隊呉地方総監部が置かれ、海上自衛隊と呉市は、市民・地域との交流や観光、災害時の支援などで密接につながっています。

平成17年4月には、これらの歴史などを紹介する呉市海事歴史科学館（以下「大和ミュージアム」といいます。）が開館、また、平成28年には「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」として日本遺産に認定されるなど、旧海軍ゆかりの観光資源を多く有しています。

[大和ミュージアム]



[ものづくり産業]





### 3) 医療機関の充実した都市

呉市は、豊富な医療資源に恵まれた都市であり、“いざ”というときに安心できる医療提供体制が確保されています。併せて、検診の受診促進や全国に先駆けてデータヘルスによる予防・健康づくりを推進するなど、市民の健康維持・増進を図る取組を進めています。

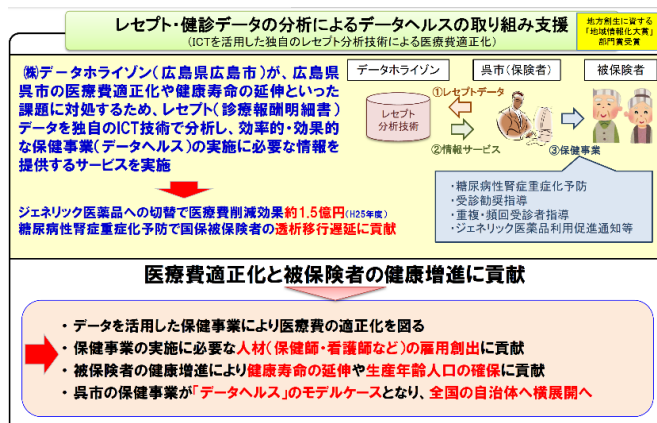
[病院施設数]

区分	病院施設数 (実数)	病院施設数 (人口10万人対)
呉市	26	11.7
広島県	237	8.5
全国	8300	6.6

資料：厚生労働省「令和元年医療施設調査」  
を基に作成

※病院は病床数 20 床以上の入院施設（病棟）を持つものを指す

[データヘルスの取組]



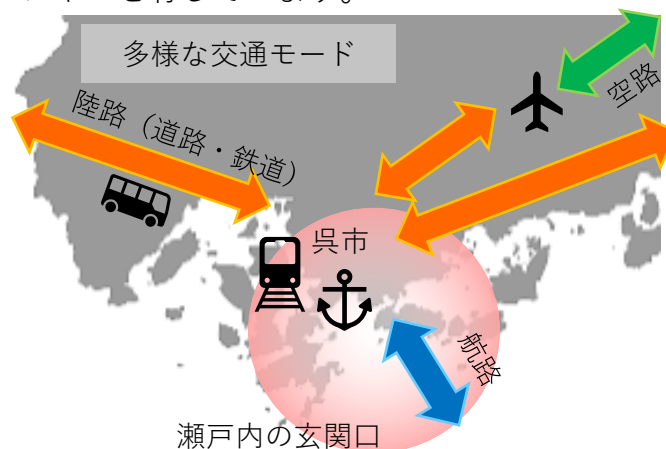
資料：総務省「ICT地域活性化ポータル」

### 4) 多様な交通モードを有する都市

呉市では、充実した社会資本が早期に整備され、これまでの取組により、広島呉道路や東広島・呉自動車道による広域的な道路ネットワークを有するとともに、代替性・多重性が一定程度確保された道路ネットワークが整備されています。また、鉄道（JR呉線）は、市内を横断するように整備され、市民の広域的な移動を支えています。そのほか、東広島・呉自動車道の開通により、空の玄関口である広島空港への近接性を有するほか、重要港湾である呉港を始めとした海洋拠点や航路を有しており、瀬戸内の玄関口として広域的な交流を促すポテンシャルを有しています。

平成30年7月豪雨災害においては、このような多様な交通モードを生かし、広島呉道路における災害時BRT<sup>※1</sup>の運行や東広島・呉自動車道などによる広域迂回の実施、航路を活用した代替輸送に取り組みました。

また、この特性をまちづくりに波及させるための先行的な取組として、交通ターミナル機能の強化を含めた「呉駅周辺地域総合開発」を推進しています。



※1 災害時BRT：災害により一般車両が通行止めとなった高速道路や自動車専用道路を路線バスなど指定されたバスを通行可能とし、混雑した他の道路の通行を回避することにより速達性や定時性を確保する方法

## 2.2 呉市の都市づくりを取り巻く状況

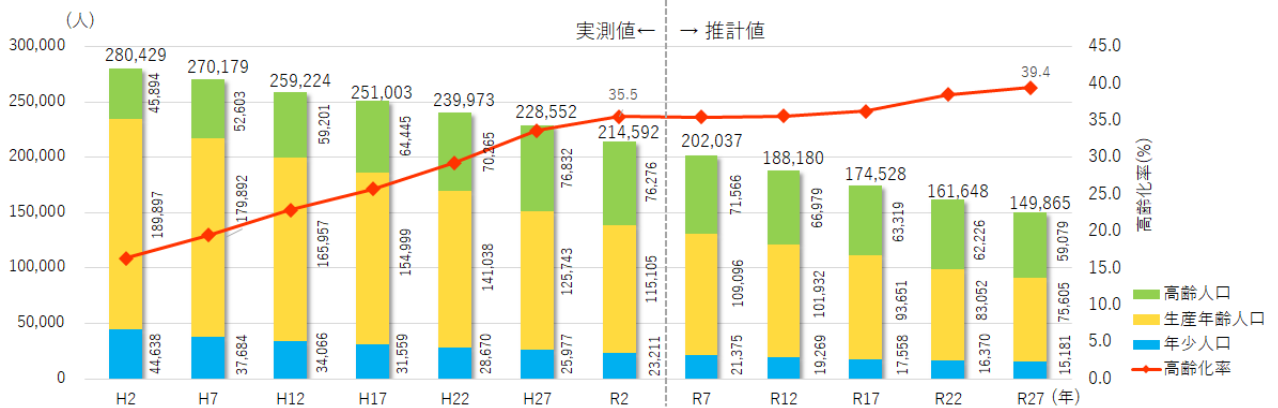
### 1) 人口

#### <人口減少・少子高齢化が進展しています>

呉市の人口は、減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研 究」といいます。）の推計によると令和27年には、令和2年と比較して約30%の人口減少が見込まれます。また、年齢3区分全てで人口が減少することが想定されています。

高齢人口は平成27年にピークを迎えたものの、高齢化率は増加傾向にあります。また、年少人口は減少しており、今後も少子高齢化が進展する見込みです。

[年齢3区分別人口動向と将来人口推計]



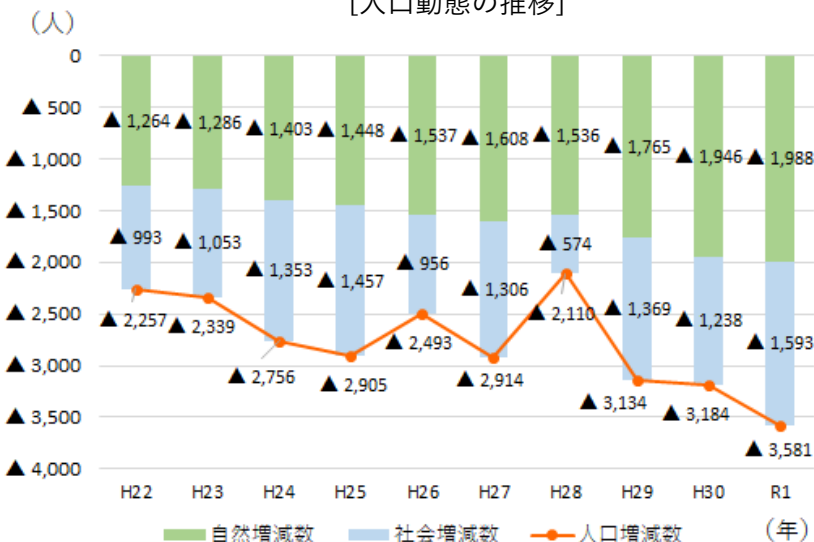
資料：総務省「国勢調査（平成2年～令和2年）」、社人研「日本の地域別将来推計人口（令和7年以降）」  
 ※人口は現在の市域で算出。令和2年以前は、総人口と各年齢区分の合計を一致させるため、年齢不詳者を各年齢区分により按分し集計

#### <自然減・社会減となり、減少傾向が続いています>

人口動態を見ると、出生数と死亡数の差を示す自然動態は、少子高齢化の進展などによって、自然減が拡大傾向にあります。

また、市外との転入と転出の差を示す社会動態も、社会減が常態化しており、仕事や通勤・通学、婚姻関係などを理由として20歳から29歳までの若年層の広島市や東広島市、東京都特別区への転出が多くなっています。

[人口動態の推移]



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」



[年齢別転出超過先上位3地区]

(単位：人)

	広島市			東広島市			東京都特別区		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
総数	▲569	▲271	▲298	▲191	▲119	▲72	▲190	▲100	▲90
0～9歳	▲31	▲18	▲13	2	2	0	▲10	▲7	▲3
10～19歳	▲7	▲1	▲6	3	▲2	5	▲17	▲11	▲6
20～29歳	▲295	▲161	▲134	▲100	▲64	▲36	▲109	▲62	▲47
30～39歳	▲66	▲48	▲18	▲30	▲23	▲7	▲26	▲10	▲16
40～49歳	▲48	▲15	▲33	▲29	▲14	▲15	▲20	▲8	▲12
50～59歳	▲14	▲12	▲2	▲3	▲3	0	▲1	1	▲2
60歳以上	▲108	▲16	▲92	▲34	▲15	▲19	▲7	▲3	▲4

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告  
(平成31年1月～令和元年12月)」

[性別・年齢別・理由別転出超過状況（令和元年度）]

(単位：人)

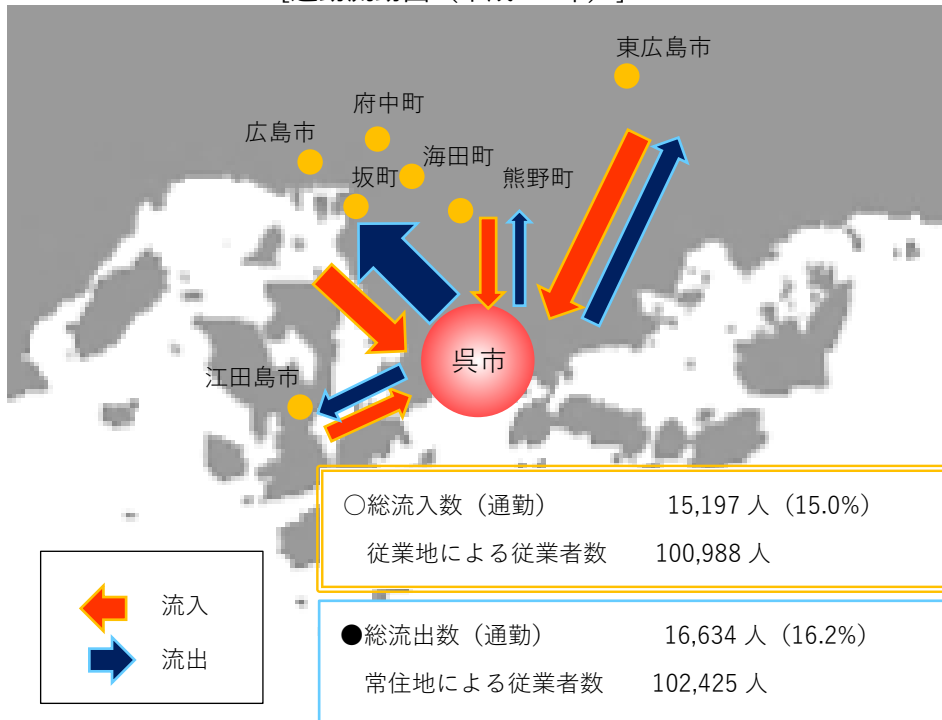
	男性						女性					
	仕事	学校	通勤 通学	婚姻 関係	住宅 事情	その他	仕事	学校	通勤 通学	婚姻 関係	住宅 事情	その他
総数	▲350	▲18	▲113	▲104	▲67	47	▲326	▲35	▲81	▲131	▲46	▲145
0～9歳	▲38	▲1	▲8	▲6	▲11	▲3	▲49	▲8	▲5	▲6	▲1	▲7
10～19歳	35	3	▲10	5	▲6	165	▲5	▲10	1	6	▲1	▲1
20～29歳	▲194	▲20	▲61	▲65	▲22	▲160	▲182	▲9	▲48	▲85	▲7	▲74
30～39歳	▲93	▲2	▲17	▲39	▲16	23	▲59	▲2	▲14	▲35	▲2	18
40～49歳	▲53	1	▲13	▲1	▲6	41	▲24	▲3	▲12	▲7	▲7	6
50～59歳	▲35	▲1	▲2	0	2	15	▲9	▲3	▲3	▲4	▲4	22
60～69歳	21	1	▲1	▲1	▲4	5	3	0	▲1	1	2	▲6
70歳以上	7	1	▲1	3	▲4	▲39	▲1	0	1	▲1	▲28	▲103

資料：呉市資料  
※令和元年度広島県「人口移動アンケート調査（呉市分）」を呉市において集計  
※その他には未回答を含む。

<通勤における流出・流入は広島市，東広島市と強い結びつきがあります>

平成27年の通勤における呉市からの流出数は，広島市や東広島市が多く，総流出数は16,634人，流出率は16.2%となっています。また，平成27年の通勤における呉市への流入数は，広島市や東広島市が多く，総流入数は15,197人，流入率は15.0%となっています。

[通勤流動図（平成27年）]



(人)

	広島市	東広島市	江田島市	府中町	海田町	熊野町	坂町
流入数	5,432	4,112	1,204	394	575	1,486	590
流出数	7,689	3,792	971	861	572	671	711

資料：平成30年度広島県都市計画基礎調査，総務省「平成27年国勢調査」

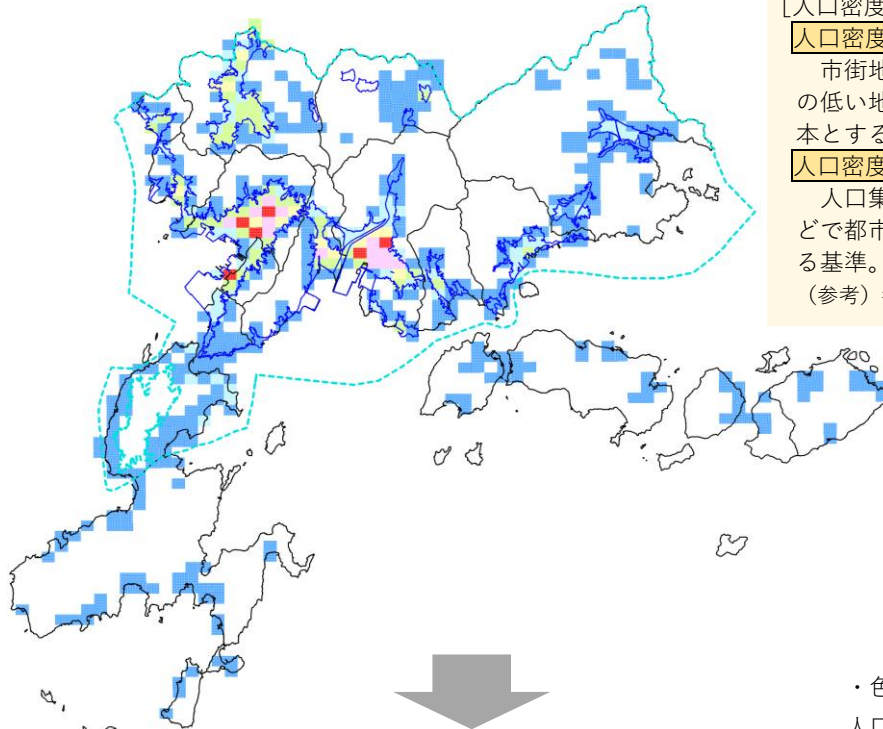
※流出先は中国・四国地方の市町村を対象としている。また，※常住地による就業者数は，従業地「不詳・外国」の人口を除いた値を記載している。

## <低密度な市街地が拡がることが想定されます>

市街地内の住宅地においては、人口密度<sup>※1</sup>が低い地域であっても60人/ha以上を基本とすることが望ましいとされています。平成27年では、中央地区や広地区において、人口密度が60人/ha以上の人口密度を確保している地区が見られますが、令和17年には、両地区において人口密度が大幅に低下することが想定されています。

また、都市計画などで「都市的地域」として取り扱われる人口密度40人/haを下回る、低密度な市街地の面積が増加することが想定されます。

[平成 27 年 人口密度分布]



[人口密度の考え方]

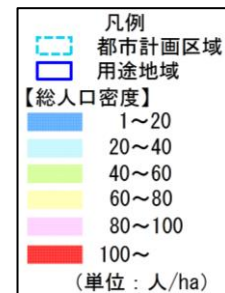
**人口密度 60 人/ha**

市街地内の住宅地において土地利用密度の低い地域であっても 60 人/ha 以上を基本とすることが望ましいと示されている。

**人口密度 40 人/ha**

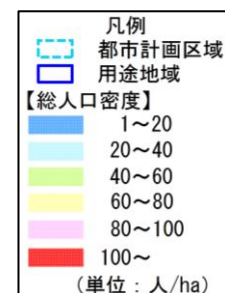
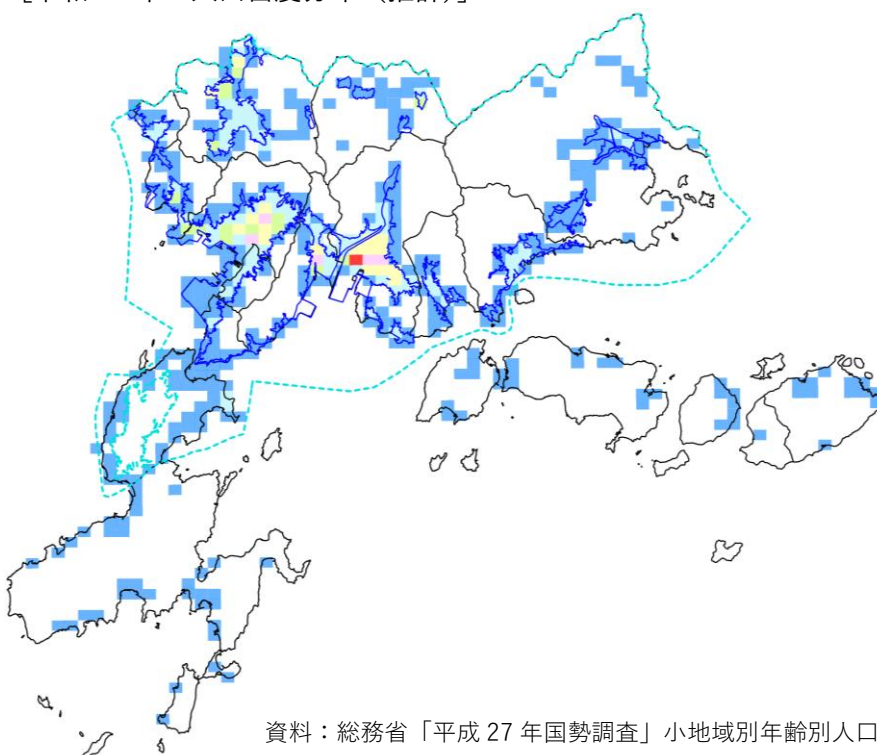
人口集中地区の基準であり、都市計画などで都市的地域の人口として利用されている基準。

(参考) 都市計画運用指針 (国土交通省)



・色のついていない箇所は、人口密度 1 人/ha 未満の地域

[令和 17 年 人口密度分布 (推計)]



資料：総務省「平成 27 年国勢調査」小地域別年齢別人口を基に推計

## 2) 産業構造

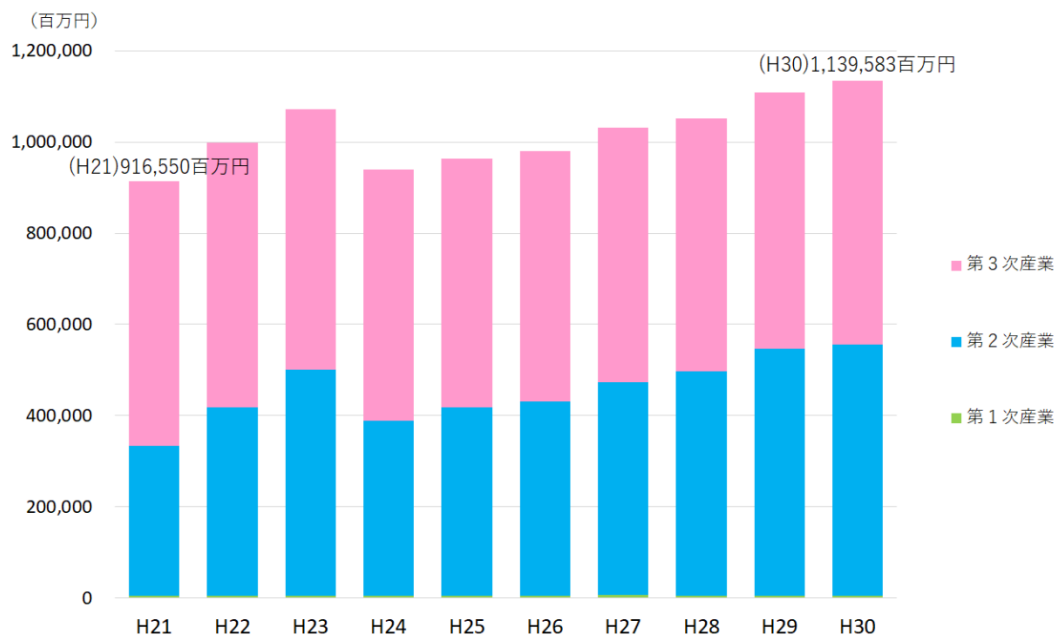
### <市内総生産額は増加傾向にあり、就業者数は減少傾向にあります>

平成21年から平成30年までの10年間の市内の総生産額の総額は増加傾向にあります。また、就業者数は、産業3区分全てで減少傾向にあります。

平成27年の産業大分類別の従業者数を見ると、製造業を始めとして、医療・福祉、卸売・小売業が呉市の雇用を支えています。

一方、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区（以下「日本製鉄」といいます。）の全設備休止などは、雇用環境の悪化など、今後の呉市の経済に多大な影響を与えることが想定されます。

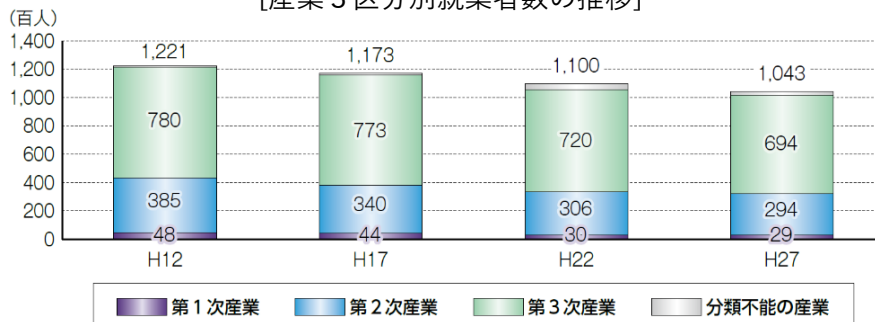
[市内総生産額の推移]



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
第1次産業	4,904	5,139	5,096	5,320	4,825	5,199	5,830	5,534	5,368	5,288
第2次産業	329,420	413,166	496,300	383,380	412,489	425,110	467,922	492,489	541,253	550,792
第3次産業	580,128	579,736	571,322	550,763	546,513	549,005	557,522	553,481	562,289	578,686

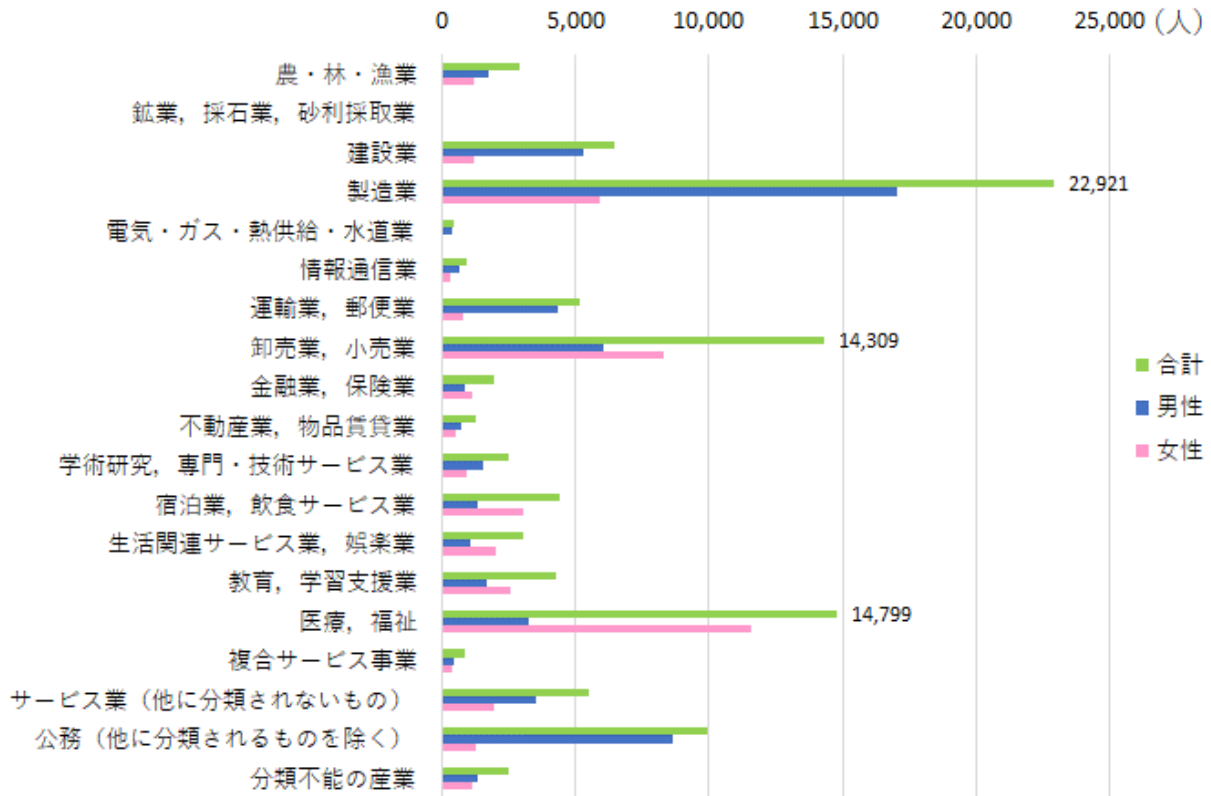
資料：広島県「平成30年広島県市町民経済計算結果」

[産業3区分別就業者数の推移]



資料：総務省「国勢調査」

[産業大分類別の従業者数（平成 27 年）]



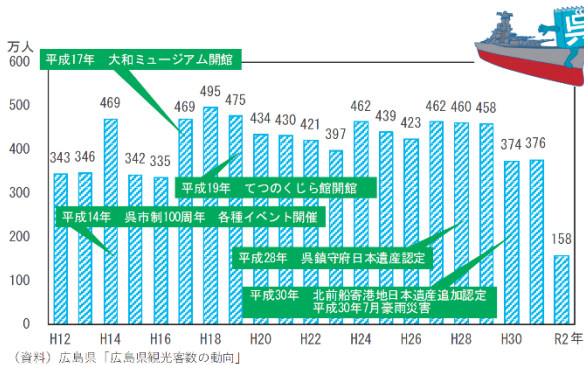
資料：総務省「平成 27 年国勢調査」

<大和ミュージアム開館後，多くの観光客が呉市を訪れています>

呉市は，旧海軍ゆかりの歴史的資源や瀬戸内の美しい自然景観など，多くの観光資源を有しており，平成17年の大和ミュージアムの開館などによって，総観光客数及び観光消費額が大幅に増加しました。

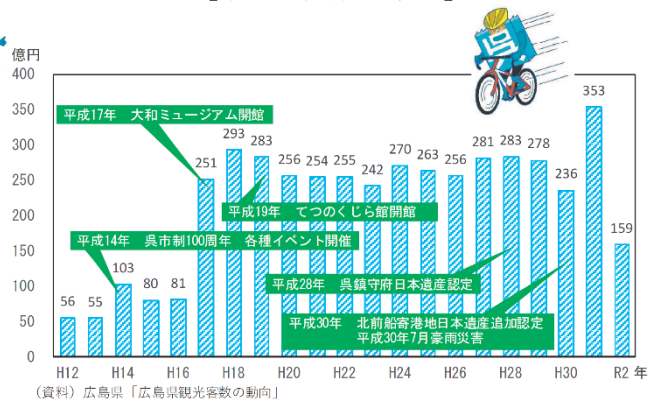
今後，日本製鉄の全設備休止や人口減少などを要因として個人消費が減少し，地域経済に多大な影響を与えることが想定されており，このような状況の中，令和3年9月に呉市観光振興計画を策定し，観光産業を新たな基幹産業へ成長させることによって，地域産業の活力と市民生活の質を維持・向上させていくこととしています。

[総観光客数の推移]



(資料) 広島県「広島県観光客数の動向」

[観光消費額の推移]



※令和元年に観光消費額の算出方法を県内で統一した結果，353億円に増加。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により159億円に激減

資料：呉市観光振興計画

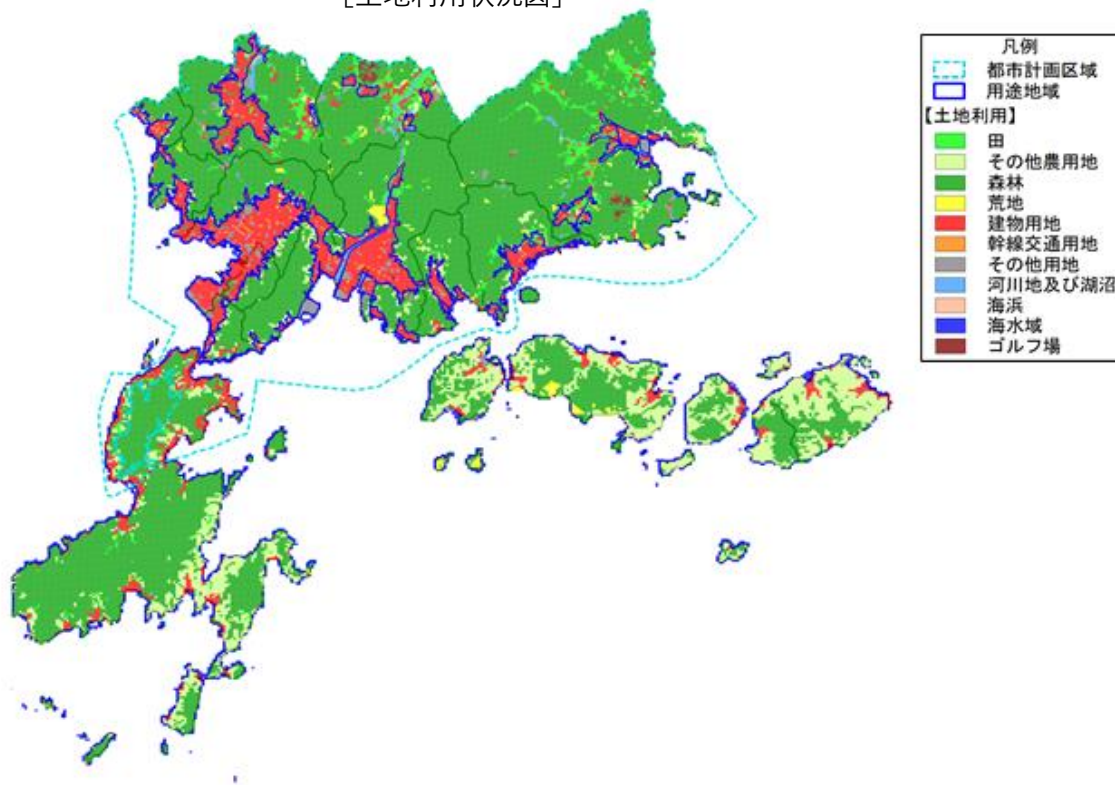


### 3) 土地利用

#### <山々に分断された平坦地に市街地を形成しています>

市域全体を通じて平坦地が少なく、山々によって地域が分断された地形となっており、斜面地においても都市的土地利用がされています。

[土地利用状況図]

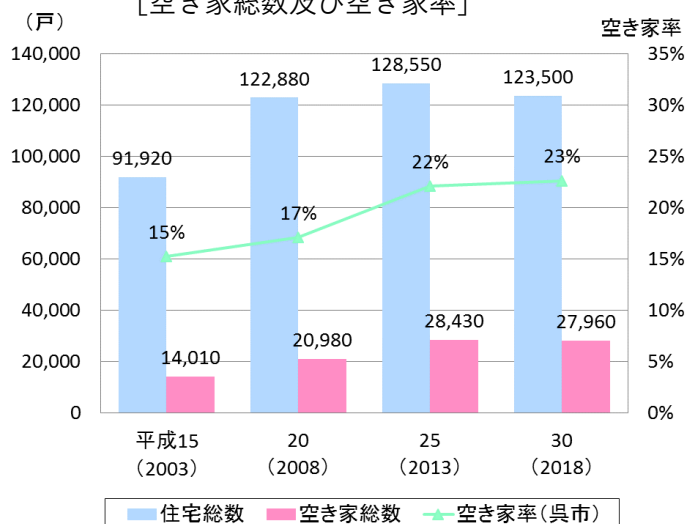


資料：国土交通省「平成 28 年度国土数値情報」

#### <空き家は増加傾向にあり、今後も増加が懸念されます>

空き家総数は、増加傾向にあり、平成30年の空き家総数は27,960戸となっています。今後の人口減少の進行を踏まえれば、さらなる空き家の増加が懸念されます。

[空き家総数及び空き家率]

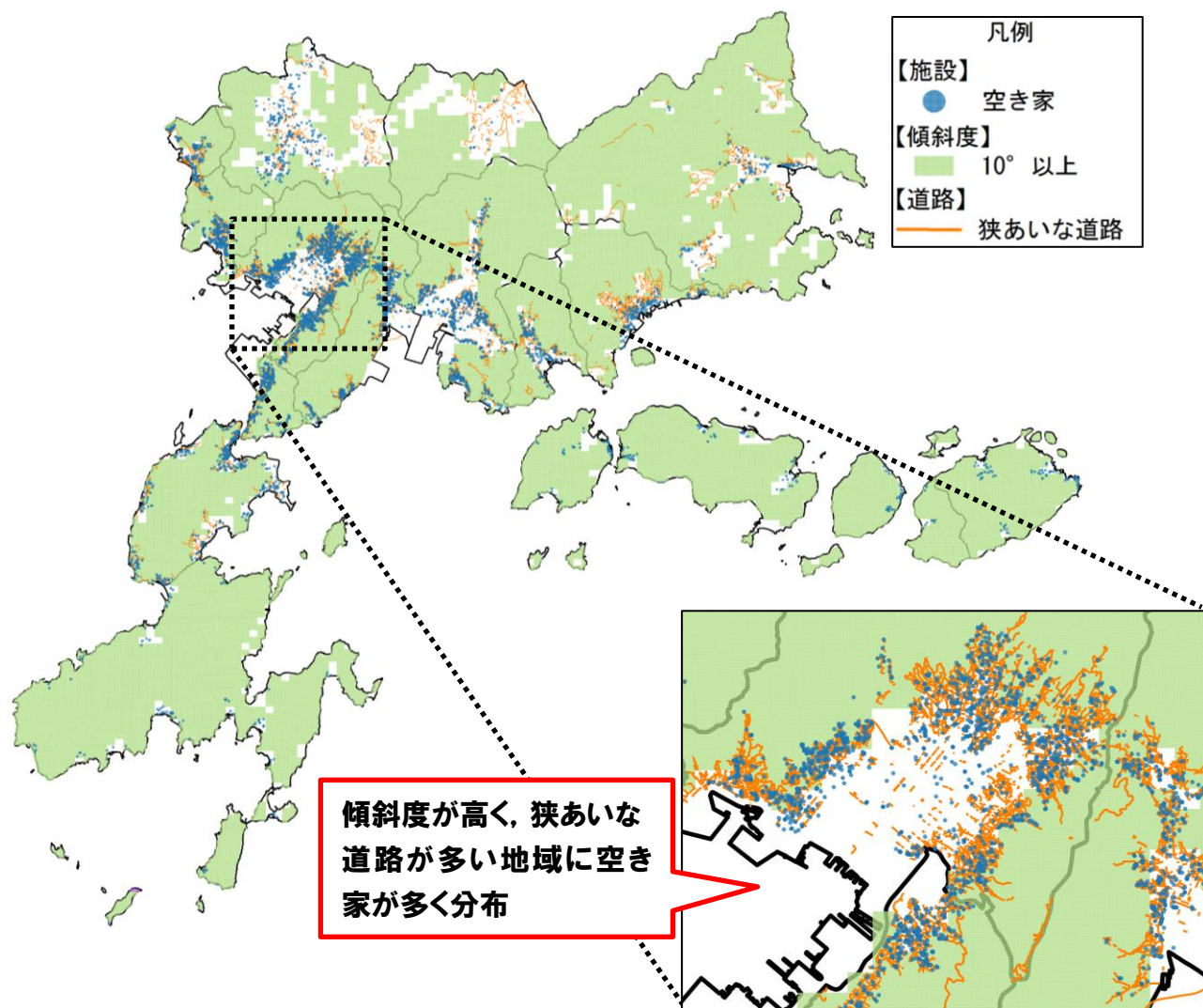


資料：総務省「住宅・土地統計調査」

### <傾斜度が高く、狭あいな道路が多い場所に空き家が多く分布しています>

市内には、斜面地などを始めとして幅員が4メートル未満の狭あいな道路が多くあります。呉市全体で空き家が見られ、斜面地などの傾斜度が高く、狭あいな道路が多い場所に空き家が多く分布しています。

[空き家と居住環境の関係（呉市空き家実態調査（平成27年度））]



資料：国土交通省「平成23年度国土数値情報」及び呉市空家等対策計画を基に作成

## 4) 都市基盤

### <都市間・地域間を結ぶ道路ネットワークの強化を行っています>

呉市では、広島圏都市計画区域及び川尻安浦都市計画区域内で都市計画道路<sup>※2</sup>を決定しており、改良済みとなる道路の整備率は、令和2年度末で約52%となっています。

#### ▼都市計画道路の整備状況（令和3年3月末現在）

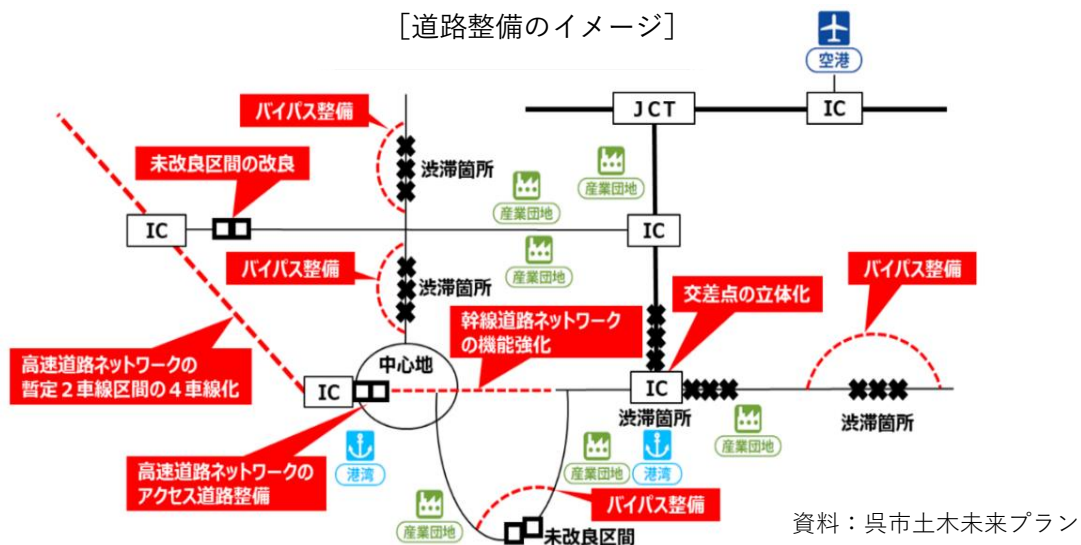
道路種別	改良済延長 <sup>※a</sup> (m)	未整備延長 <sup>※b</sup> (m)	計 (m)
自動車専用道路	0	17,540	17,540
幹線街路	62,470	46,600	109,070
区画街路	6,150	390	6,540
特殊街路	1,700	0	1,700
計	70,320	64,530	134,850
	52%	48%	100%

※a 改良済延長は、道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長をいいます。

※b 未整備延長には、暫定2車線で供用している道路延長も含まれます。

都市間・地域間を結ぶ道路は、都市間連携の強化や広域的な交流の促進、物流の円滑化など地域産業の持続的な発展に寄与するとともに、災害発生時における人や物資の輸送経路としての重要な役割を担っており、現在、広島呉道路の4車線化や東広島・呉自動車道の機能強化といった高速道路ネットワークの強化、また、主要地方道呉平谷線の整備の促進に向けた取組を行っています。

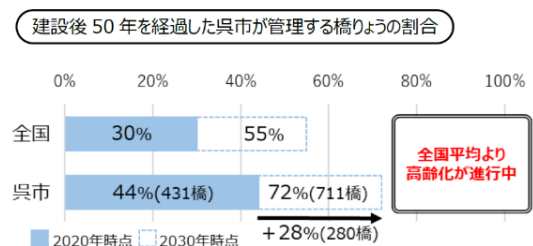
[道路整備のイメージ]



資料：呉市土木未来プラン

### <都市基盤施設<sup>※3</sup>の老朽化が進んでいます>

呉市の都市基盤施設については、整備から長期間経過しているものが多く、老朽化が進んでいる状況にあります。



出典：道路メンテナンス年報2020

資料：呉市土木未来プラン

※2 都市計画道路：都市計画法に基づき、地域内の円滑で安全な交通を確保するなどの観点から定める道路

※3 都市基盤施設：道路や鉄道、河川、上下水道などの生活・産業基盤や病院、学校、公園などの公共施設

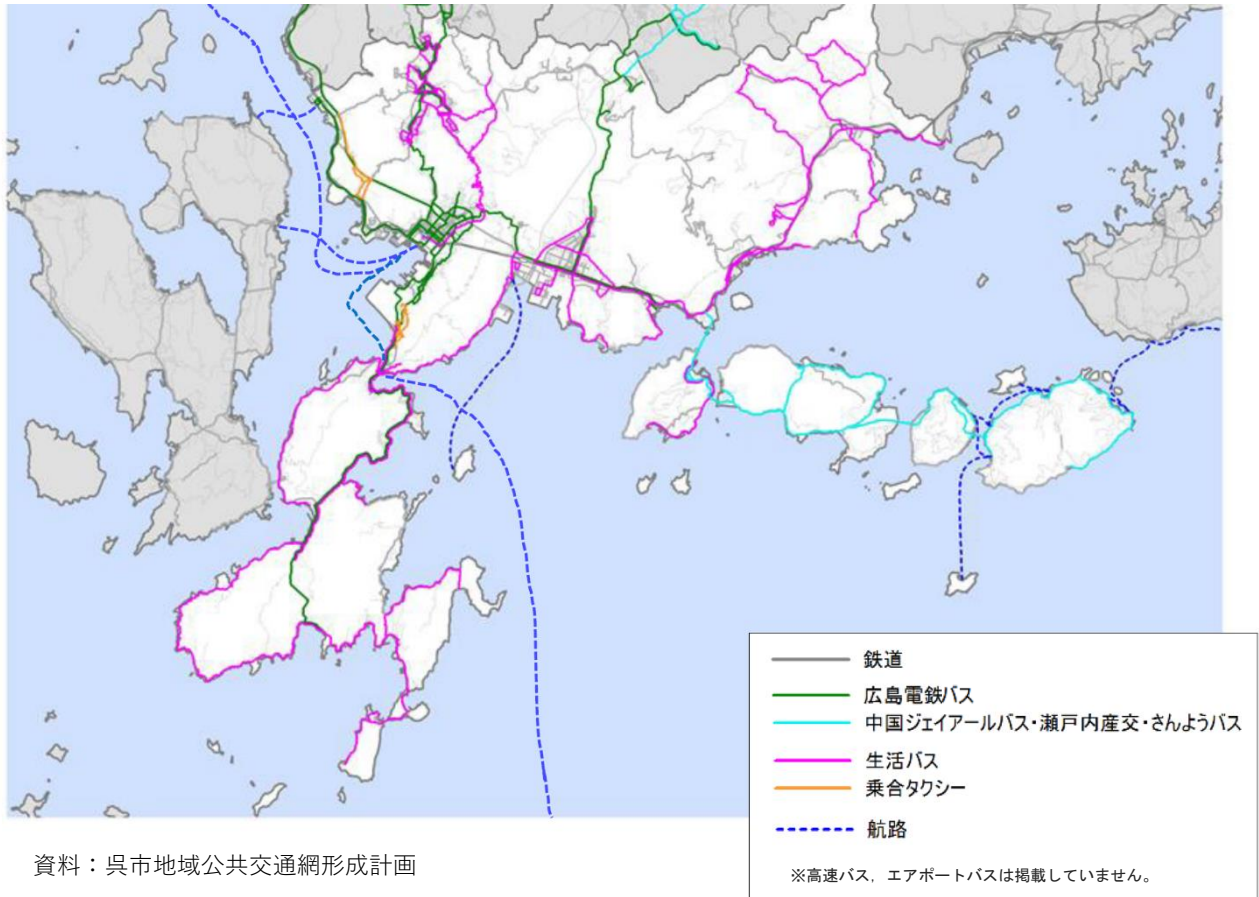


## 5) 都市交通

### <多様な交通モードによって公共交通網を形成しています>

呉市の公共交通網は、鉄道、高速バス、エアポートバス、路線バス、生活バス、乗合タクシー、タクシー、航路で構成されています。

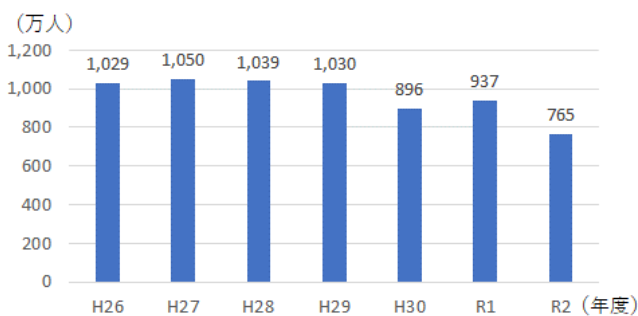
[呉市の公共交通網]



### <公共交通の利用者は減少傾向にあります>

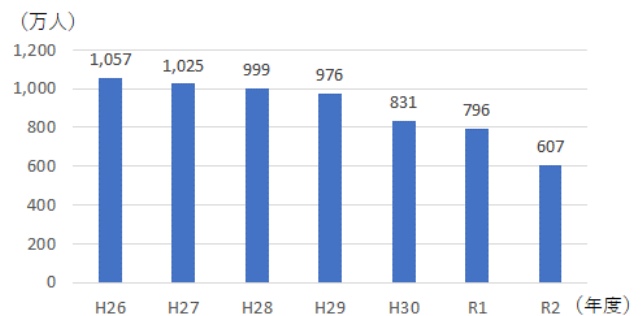
JR呉線の年間乗車人員及びバス（広島電鉄株式会社の呉市域路線バス、呉市生活バス、乗合タクシー）の年間の乗車人員は、減少傾向にあり、近年では平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が更に減少しています。

[JR 呉線の年間乗車人員の推移]



資料：JR 西日本広島支社資料

[バスの年間乗車人員の推移]



資料：広島電鉄株式会社資料及び呉市資料を基に作成



## 6) 災害

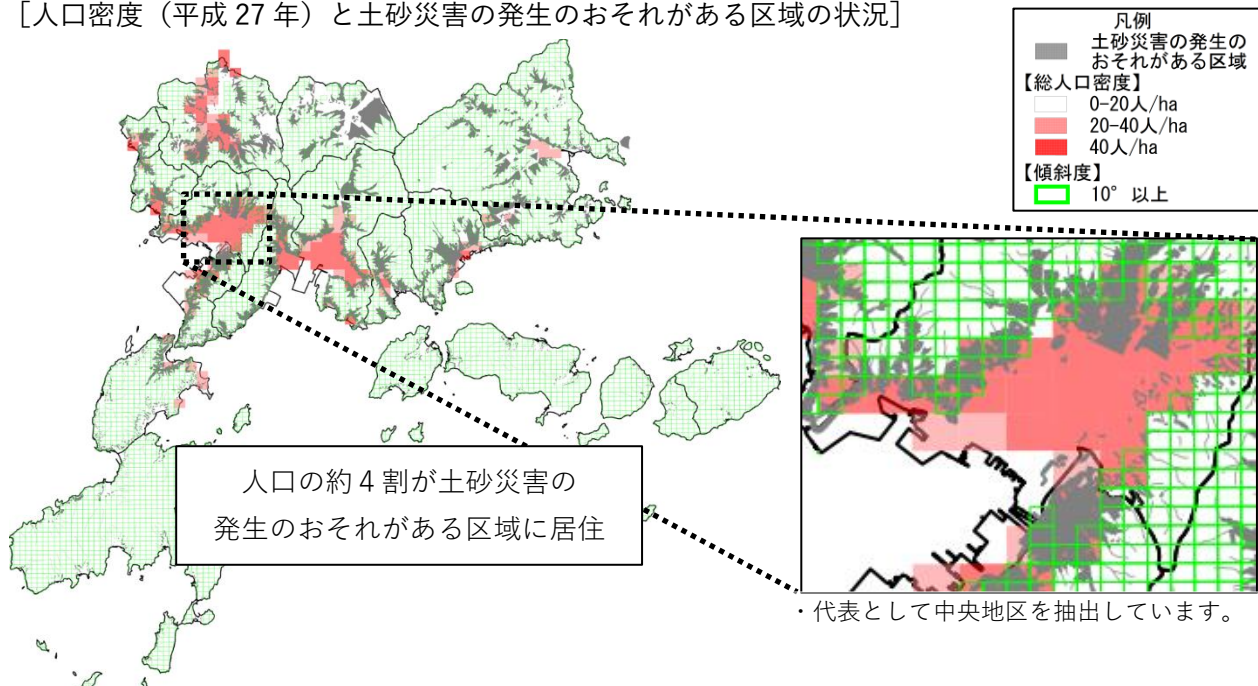
### <人口密度の高い地域と災害リスクの高い区域との重複が見られます>

人口密度の高い中心市街地や斜面市街地に、土砂災害警戒区域等が指定され、沿岸部では津波災害警戒区域と高潮による浸水想定区域、河川沿いにおいては洪水による浸水想定区域が分布しています。

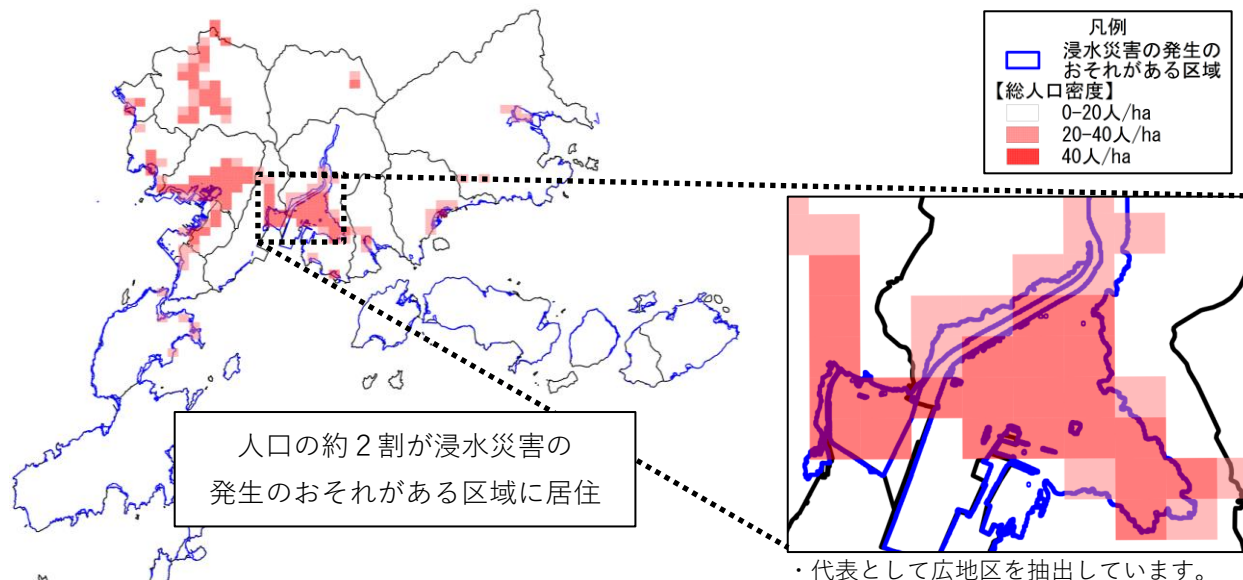
人口の約4割が土砂災害の発生のおそれがある区域に、約2割が浸水災害の発生のおそれがある区域に居住しています。

このような状況に対し、砂防・治水などの防災対策事業を始めとして、市街化区域<sup>※4</sup>内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域<sup>※5</sup>に編入する取組や水災害に対する流域治水<sup>※6</sup>の取組を進めています。

[人口密度（平成27年）と土砂災害の発生のおそれがある区域の状況]



[人口密度（平成27年）と浸水災害の発生のおそれがある区域の状況]



資料：広島県「土砂災害ポータルひろしま、洪水ポータルひろしま（計画規模）、高潮・津波災害ポータルひろしま」、総務省「平成27年国勢調査」

※4 市街化区域：都市計画法の規定により定める区域で、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域  
※5 市街化調整区域：都市計画法の規定により定める区域で、市街化を抑制すべき区域  
※6 流域治水：河川流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で様々な取組を行う対策

## 7) まちづくり活動

### <市民協働・官民連携によるまちづくりに取り組んでいます>

まちづくりは行政だけではなく、住民などの理解や協力・支援がなければ実現は困難です。また、近年では、民間の自主的なまちづくり活動を支援し、民間のノウハウを活用する官民連携まちづくりの取組が重要となっています。

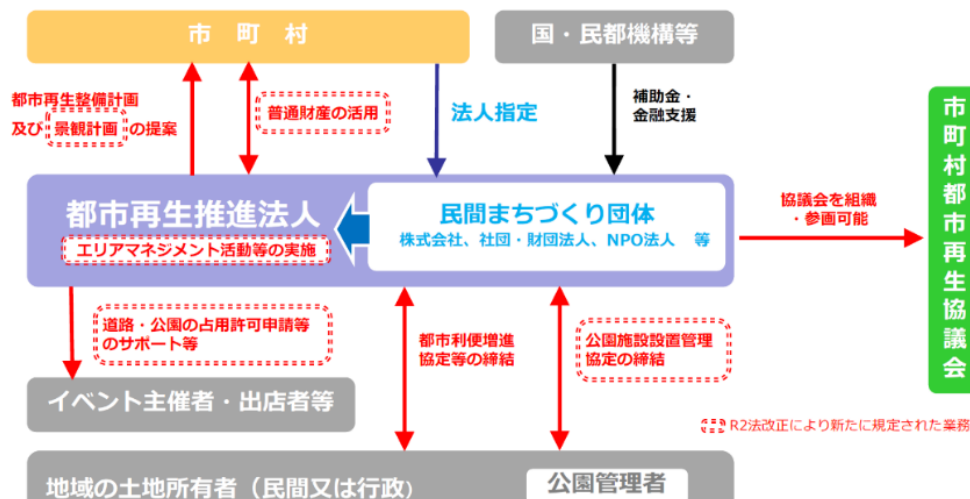
呉市では、「呉市市民協働推進条例」を制定し、市民、市民公益活動団体、事業者及び市役所が対等な立場で協力し、相互に補完し合いながらパートナーシップによる市民協働のまちづくりに取り組んでおり、公園整備に当たり、市民の意見を取り入れるワークショップを開催するなど、市民との協働に取り組んできました。

また、民間の自主的なまちづくりをさらに促進していくため、地域のまちづくりの中核的な存在としてエリアマネジメント活動を展開することが期待される都市再生推進法人<sup>※7</sup>の指定や多様なPPP<sup>※8</sup>／PFI<sup>※9</sup>手法の活用を検討など、官民連携によるまちづくりに取り組んでいるところです。

[公園づくりワークショップ]



[都市再生推進法人のイメージ]



- ★ 法に基づく指定を受けることにより、団体の信用度・認知度の向上及び公平性の担保
- ★ 指定された団体は、まちづくり活動のコーディネーターや推進主体としての役割を期待

資料：国土交通省「官民連携まちづくりの手引き」

- ※7 都市再生推進法人：都市再生特別措置法の規定に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定する法人
- ※8 PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ。Public Private Partnershipの略。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化を図りながら公共サービスの提供を行う手法
- ※9 PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

## 2.3 都市づくりに対するニーズ

### 1) アンケート調査の概要

都市づくりは、市民の都市生活や都市活動のみならず、観光や移住施策といった呉市を訪れる人や呉市に携わる人など呉市外に居住する方への対応も含めて総合的に推進していく必要があります。そこで、都市計画マスタープランの改定に当たり、市民及び呉市外居住者の呉市に対する意見や都市づくりに対する考えなどについて、今後の都市行政運営の参考資料とするために次のとおり調査を実施しました。

調査	対象	調査方法・期間	有効回収数
①市民アンケート調査	住民基本台帳から無作為に抽出した満16歳以上から69歳未満の市民4,000人	郵送による配布・回収 (令和3年8月4日～23日)	1,478票 (回収率：約37.0%)
②市外居住者アンケート調査	市外居住者 (Facebookやポスター掲示による協力依頼)	GoogleFormsを活用したオンライン調査 (令和3年10月15日～11月15日)	108票

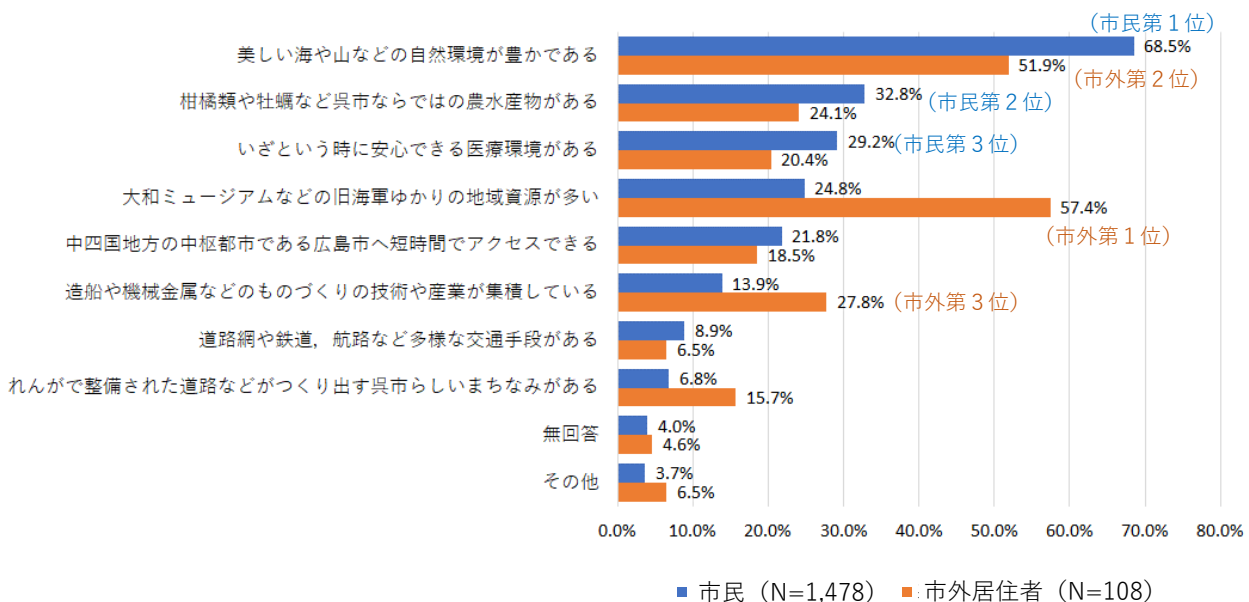
### 2) アンケート調査の結果

#### (1) 呉市の良いところ

＜市民、市外居住者のいずれにおいても豊かな自然環境が、また、市外からは、旧海軍ゆかりの豊富な地域資源が呉市の良いところと捉えられています。＞

呉市の良いところとして、市民、市外居住者のいずれにおいても、「美しい海や山などの自然環境が豊かである」の評価が高くなっています。また、市民からは、「呉市ならではの農水産物がある」や「いざという時に安心できる医療環境がある」が次いで高い評価となっています。また、市外居住者からは、「大和ミュージアムなどの旧海軍ゆかりの地域資源が多い」に対する評価が最も高く、呉市の重要なセールスポイントであると考えられます。

[呉市の良いところ]



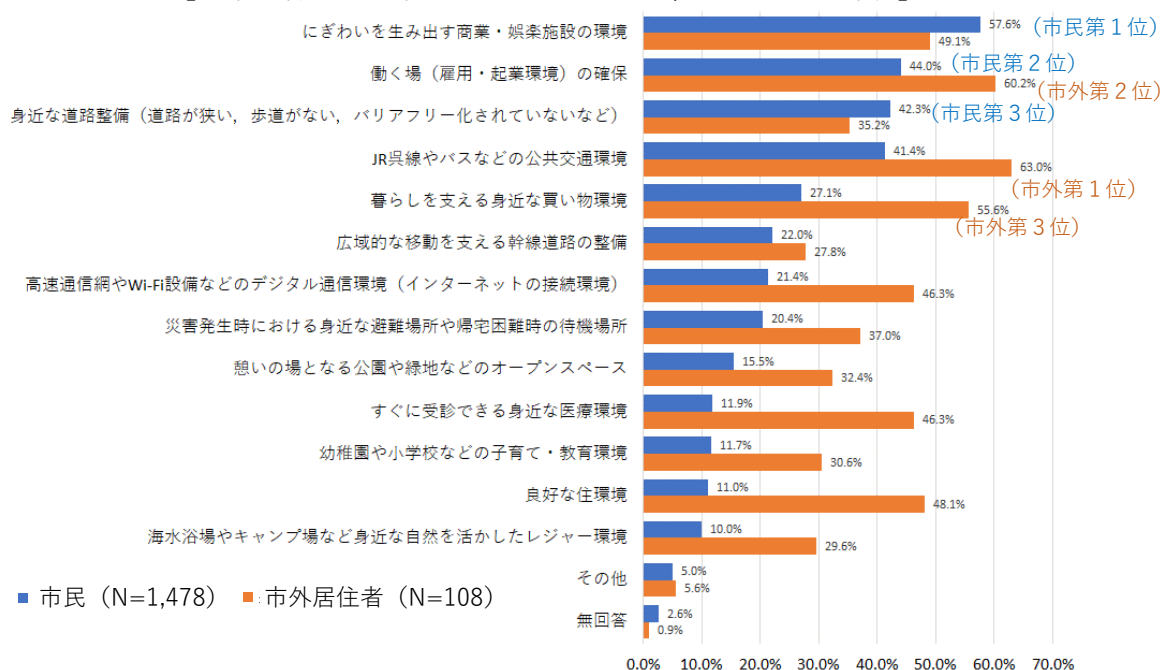
## (2) 呉市の暮らしの中で不足するもの、充実を望む環境

<にぎわいを創出する施設の環境や交通環境、また、雇用・起業環境の充実が望まれています>

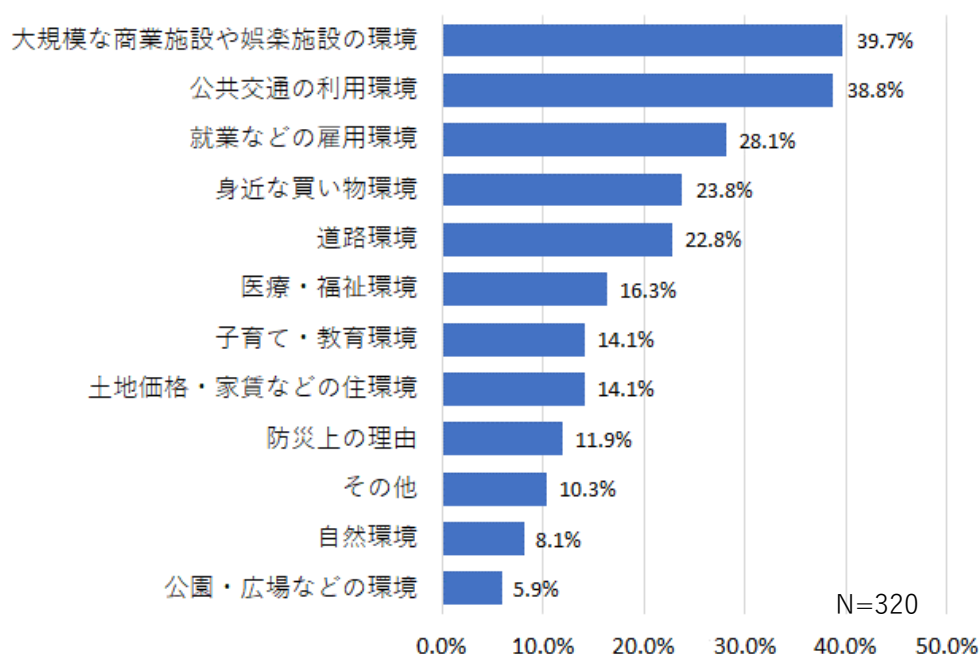
調査の結果より、市民からは、「にぎわいを生み出す商業・娯楽施設の環境」が不足しているという声が多く、市外居住者からは、「JR呉線などの公共交通環境」の充実を望む声が多くなっています。また、両者とも「働く場（雇用・起業環境）の確保」が次に多くなっています。そのほか、市民からは、身近な道路整備や買い物環境の充実が望まれています。

このことは、市外へ移りたいと思う理由（市民アンケート調査）の上位3位までの回答と一致しています。

[呉市の暮らしの中で不足しているもの、充実を望む環境]



[居住している地域から市外へ移りたいと思う理由（市民アンケート調査）]





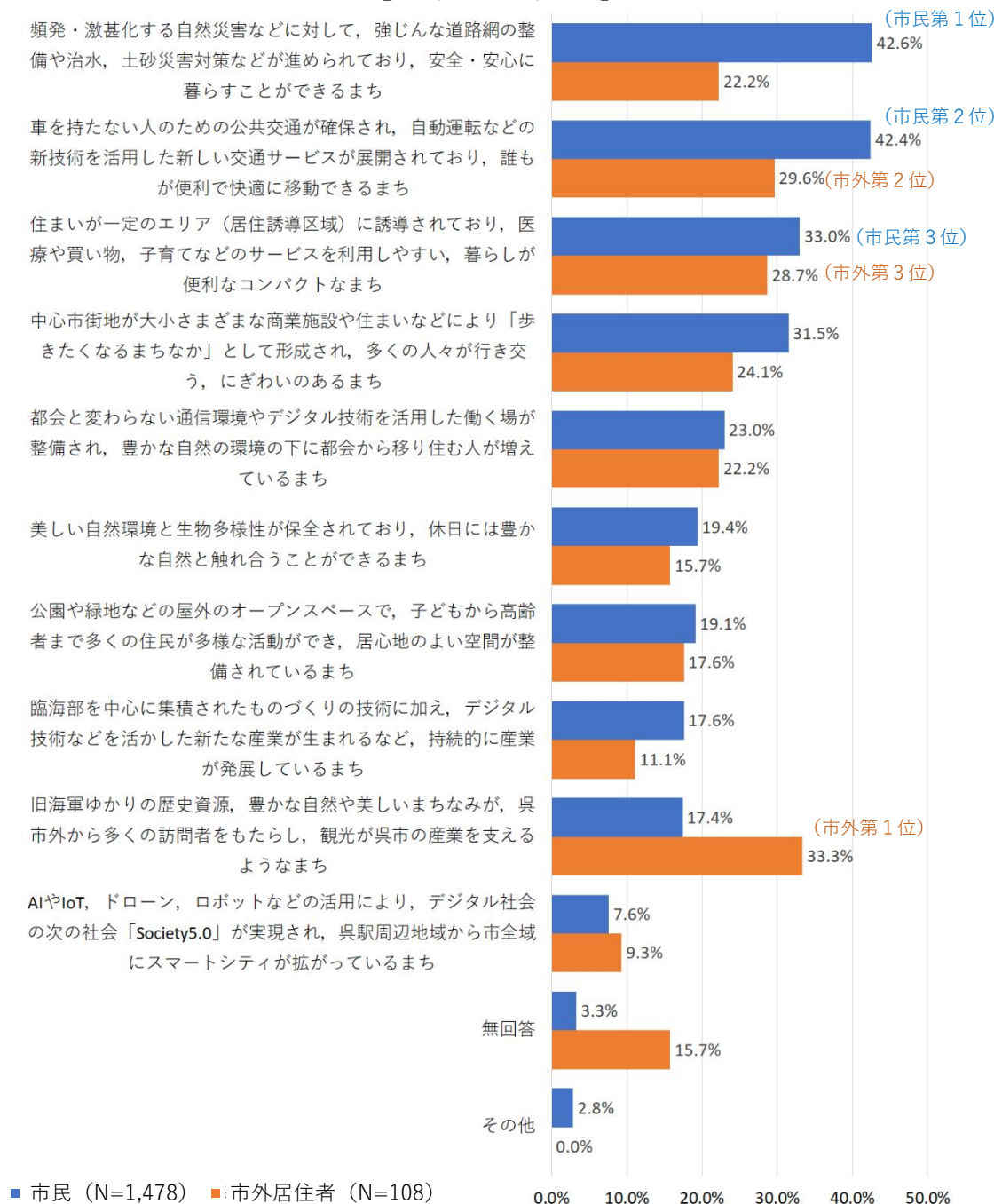
### (3)20年後の呉市の姿

＜市民からは防災まちづくりに、市外居住者からは観光まちづくりに期待が寄せられています。加えて「コンパクト＋ネットワーク」の都市構造の構築に関連するまちづくりが望まれています＞

20年後の呉市の姿として、市民からは災害などに対して安全・安心なまちづくりに期待する声が高く、市外居住者からは、観光まちづくりに対する期待が寄せられています。

また、市民、市外居住者のいずれにおいても、都市構造の基本的な考え方である「コンパクト＋ネットワーク」に関連する「誰もが便利で快適に移動できるまち」と「暮らしが便利なコンパクトなまち」への評価が次いで高くなっています。

[20年後の呉市の姿]



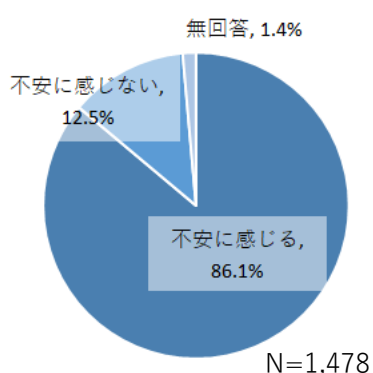
#### (4)人口減少に対する考え（市民アンケート調査結果より）

＜都市的サービスの維持に不安を感じており、人口減少の抑制対策として定住対策や生活サービス施設の維持・誘導に向けた取組などが必要であると考えられています＞

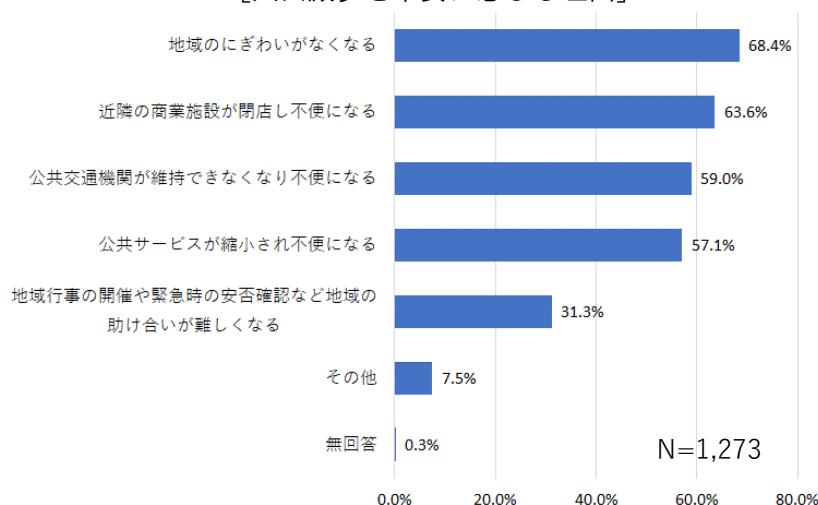
人口減少に不安を感じる市民は大変多く、その理由として、買い物環境や公共交通の利用環境などの都市的サービスの維持が困難となることが挙げられています。

また、人口減少の抑制対策として、「空き家などの活用による若者や移住者の定住支援」や「生活サービス施設の維持・誘導」、「雇用環境の創出」が必要であると考えられています。

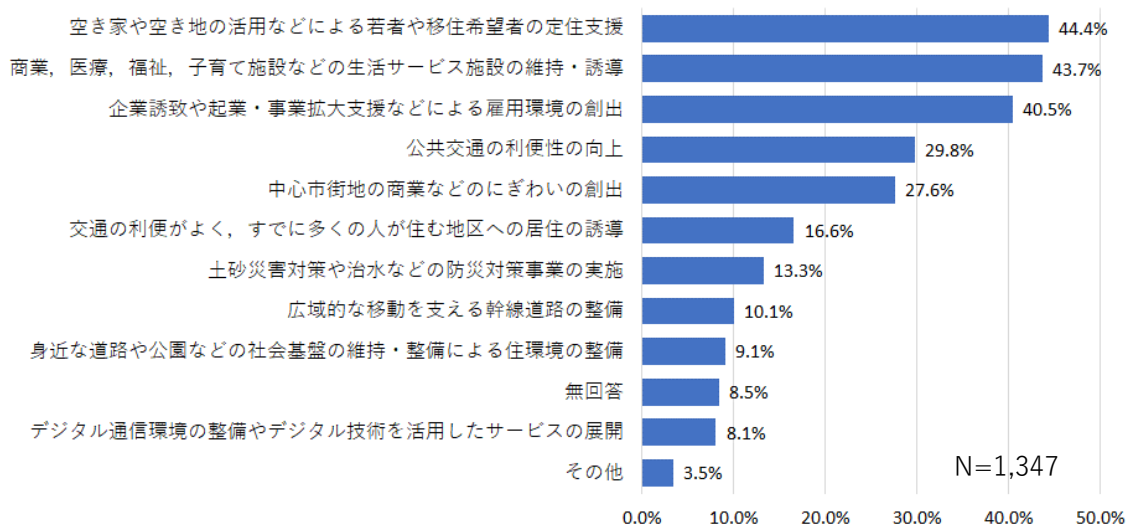
[人口減少などに対する考え]



[人口減少を不安に感じる理由]



[人口減少を抑制するための取組]



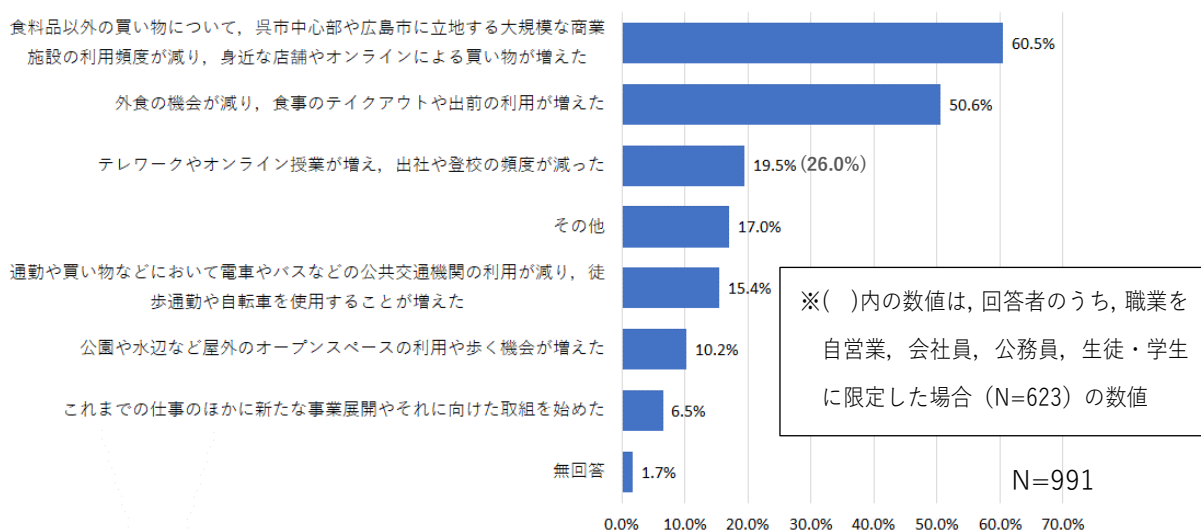
(5)新型コロナウイルス危機に伴う生活の変化（市民アンケート調査結果より）

＜テレワークなどに対応した通信環境の整備や住宅地の近くへの店舗の誘導などが望まれています＞

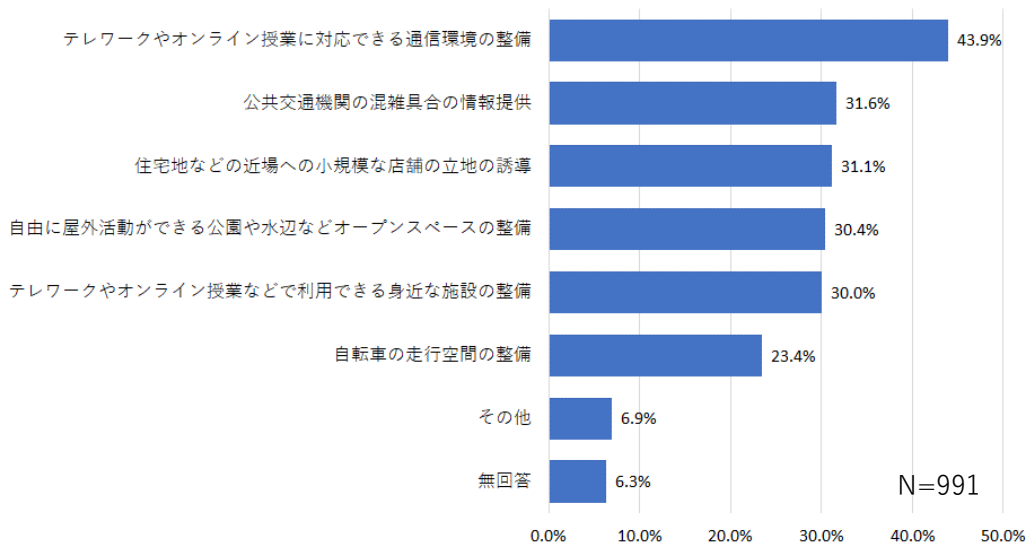
新型コロナウイルス危機に伴う生活の変化として、身近な店舗での買い物やテイクアウトの利用機会の増加、また、テレワークによる出勤頻度の低下などが多い状況です。

また、新型コロナウイルス危機を経験した上で重要と考える都市整備として、テレワークなどに対応できる通信環境の整備や住宅地近くへの店舗の誘導や公園などのオープンスペースの整備などが望まれています。

〔新型コロナウイルス危機に伴う生活の変化〕



〔新型コロナウイルス危機を経験した上で重要と考える都市整備〕



## 2.4 現行計画の振返り

現行都市計画マスタープラン（平成29年3月）を分野（土地利用，交通体系，都市施設，防災，都市環境）別に振返りを行いました。

土地利用	<p>(1) 取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"><li>コンパクトで持続可能，安全・安心な暮らしを実現する土地利用の推進</li><li>都市のにぎわいと活力を生む土地利用の推進</li></ul> <p>(2) これまでの主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>コンパクトシティの実現に向け，呉市立地適正化計画（令和2年9月）を策定</li><li>旧そごう呉店跡地を含めた，呉駅周辺地域総合開発の推進</li><li>阿賀マリノポリス地区や苗代工業団地への企業立地の推進</li></ul>
交通体系	<p>(1) 取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"><li>拠点間を効率的・効果的に連絡し，暮らしの利便性を向上させる交通体系の構築</li><li>経済活動を支援する交通体系の構築</li></ul> <p>(2) これまでの主な取組</p> <p>&lt;道路&gt;</p> <p>① 幹線道路や生活道路の整備を推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>休山新道（4車線）供用開始（平成31年3月）や東広島・呉自動車道阿賀インターチェンジの立体交差化（令和4年3月），広島呉道路の4車線化，主要地方道呉平谷線の整備促進</li><li>広駅前地区<sup>※1</sup>の都市計画道路の整備推進や道路改良と合わせたバリアフリー化</li></ul> <p>② 橋りょうなどの更新や補修を進めるとともに，道路に係るマネジメントの基本方針（呉市土木未来プラン（令和3年4月））を策定</p> <p>&lt;公共交通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>持続可能な公共交通ネットワークの形成に向け，呉市地域公共交通網形成計画（令和2年9月）を策定</li><li>呉駅周辺地域を総合交通拠点として捉え，交通まちづくりの起点となる総合開発の推進</li></ul>
都市施設	<p>(1) 取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"><li>豊かな暮らしを支える施設整備や長寿命化の推進</li><li>民間活力による施設管理や空間活用の推進</li></ul> <p>(2) これまでの主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>公園施設や上・下水道施設などの施設の更新</li><li>社会実験（クレテリア）の実施など，公共空間の活用策の検討</li><li>河川や公園に係るマネジメントの基本方針（呉市土木未来プラン（令和3年4月））を策定</li></ul>
防災	<p>(1) 取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"><li>人命保護を最優先とした総合的な防災まちづくりの推進</li><li>地域防災力の向上に向けた民間との連携</li></ul> <p>(2) これまでの主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>平成30年7月豪雨災害からの復興を図るとともに，国土強靱化地域計画（令和3年3月）を策定し，砂防施設などの整備促進や建築物の耐震改修の促進などに取り組み，ハード・ソフトの両面から総合的な防災対策を実施</li></ul>
都市環境	<p>(1) 取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"><li>環境負荷の低減と郷土愛を醸成する都市環境づくりの推進</li><li>交流を生む景観づくりの推進</li></ul> <p>(2) これまでの主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>家庭用燃料電池の導入支援など省エネルギー対策を実施</li><li>呉市景観条例や呉市屋外広告物条例によって，景観形成に向けた誘導</li></ul>



# 第3章 全体構想

3.1 都市づくりの主要課題

3.2 都市づくりの基本理念、都市の将来像  
及び都市計画の目標

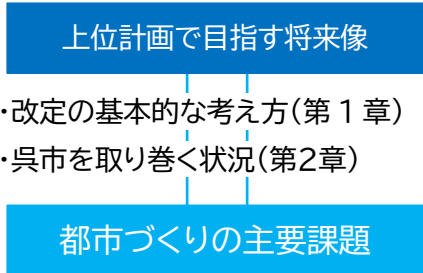
3.3 将来都市構造

3.4 分野別の都市づくりの方針

- 1) 土地利用の方針
- 2) 交通体系の整備の方針
- 3) 都市施設の整備・維持管理の方針
- 4) 都市の防災・減災、強靱化の方針
- 5) 都市環境の保全・形成の方針

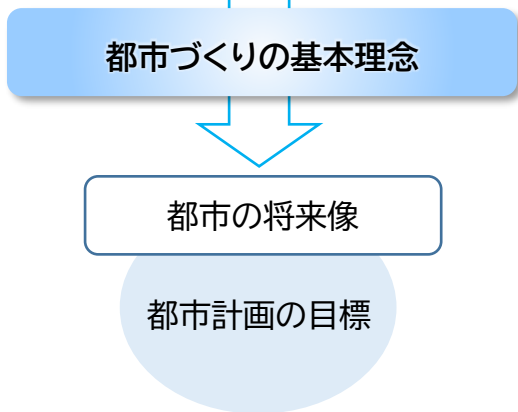


### 3.1 都市づくりの主要課題(P29~P33)



第1章で示した二つの上位計画や改定の基本的な考え方、また、第2章で示した呉市を取り巻く状況から、都市づくりの主要課題を示します。

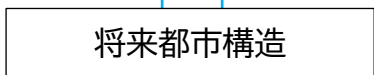
### 3.2 都市づくりの基本理念, 都市の将来像及び都市計画の目標(P34~P44)



二つの上位計画で目指す将来像を踏まえ、都市づくりの主要課題を解決することを念頭に基本理念を定めます。

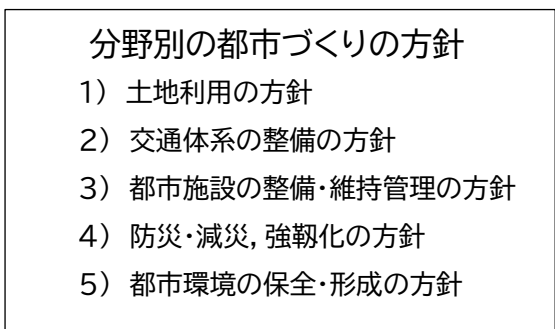
都市づくりの基本理念の下、都市づくりの主要課題を解決するため、都市の将来像を定め、その実現のための都市計画の目標を掲げます。

### 3.3 将来都市構造(P45~P48)



都市の将来像の実現に向け、将来都市構造を定めます。

### 3.4 分野別の都市づくりの方針(P49~P73)



都市の将来像の実現と将来都市構造の構築に向け、都市計画運用指針(国土交通省)で示されている分野別に、都市計画制度の活用などを推進するための都市づくりの方針を定めます。

### 3.1 都市づくりの主要課題

都市づくりの主要課題の整理に当たっては、上位計画の第5次呉市長期総合計画及び広島圏域都市計画マスタープランで目指す将来像の実現に向け、第2章で整理した現況や動向を踏まえた整理を行います。

#### <第5次呉市長期総合計画>

令和12年度末における呉市の将来都市像



誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」

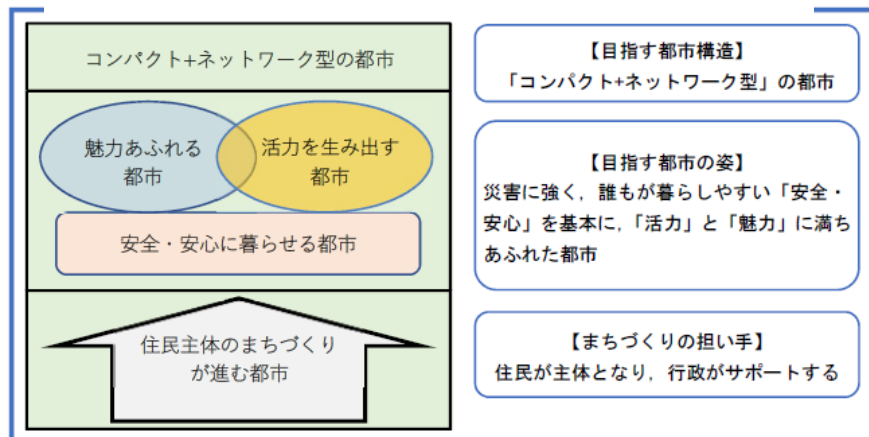
～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～



- 1 質の高い生活が実現されるスマートシティ「くれ」
- 2 新たなチャレンジでビジネスチャンスを生み育てる「くれ」
- 3 都会にはない心地よい暮らしが人々を惹きつける「くれ」
- 4 災害に屈しない強靱なまち「くれ」
- 5 SDGsを通して豊かな未来を創る「くれ」

#### <広島圏域都市計画マスタープラン>

広島県における都市の目指すべき将来像のイメージ



#### <現況・動向>

呉市を取り巻く状況、市民ニーズ、全国的な潮流など

#### <都市づくりの主要課題の抽出>

【上位計画で目指す将来像】

第5次 呉市長期 総合計画	・質の高い生活が実現される スマートシティ「くれ」	・新たなチャレンジでビジネスチャンス を産み育てる「くれ」
	・SDGs を通して豊かな	
広島圏域 都市計画 マスタープラン	・コンパクト+ネットワーク型の都市	・活力を生み出す都市

【改定の基本的な考え方】

- ・「コンパクト+ネットワーク」の都市構造の構築
- ・ICTを活用したまちづくり
- ・多様性のある産業構造への転換

【呉市の魅力と強み】

- ・一定の都市機能を有し、中四国地方の中核都市に近接
- ・医療環境の充実、多様な交通モード
- ・旧海軍の歴史とものづくりの技術の集積
- ・多様な交通モード

【都市づくりを取り巻く状況】

- ・人口減少・少子高齢化の進展と人口密度の低下
- ・空き家の増加
- ・公共交通の利用者の減少
- ・都市間・地域間を結ぶ道路ネットワークの強化
- ・雇用環境を理由とした若年層の転出
- ・企業事業所の休止など、呉市の経済への多大な影響が想定される。
- ・製造業や医療・福祉、卸売・小売業が呉市の雇用を支えている。
- ・観光客数の増加と観光まちづくりの推進
- ・都市間・地域間を結ぶ道路ネットワークの強化

【都市づくりに対するニーズ】

- ・都市的サービスの維持に不安を感じている。(市民)
- ・公共交通環境の充実が望まれている。(市外居住者)
- ・「コンパクト+ネットワーク」の都市構造の構築に関連するまちづくりが望まれている。(市民・市外居住者)
- ・にぎわいを創出する施設の環境の充実が望まれている。(市民)
- ・雇用・起業環境の充実が望まれている。(市民・市外居住者)
- ・観光まちづくりに期待が寄せられている。(市外居住者)

【現行計画の振返り】

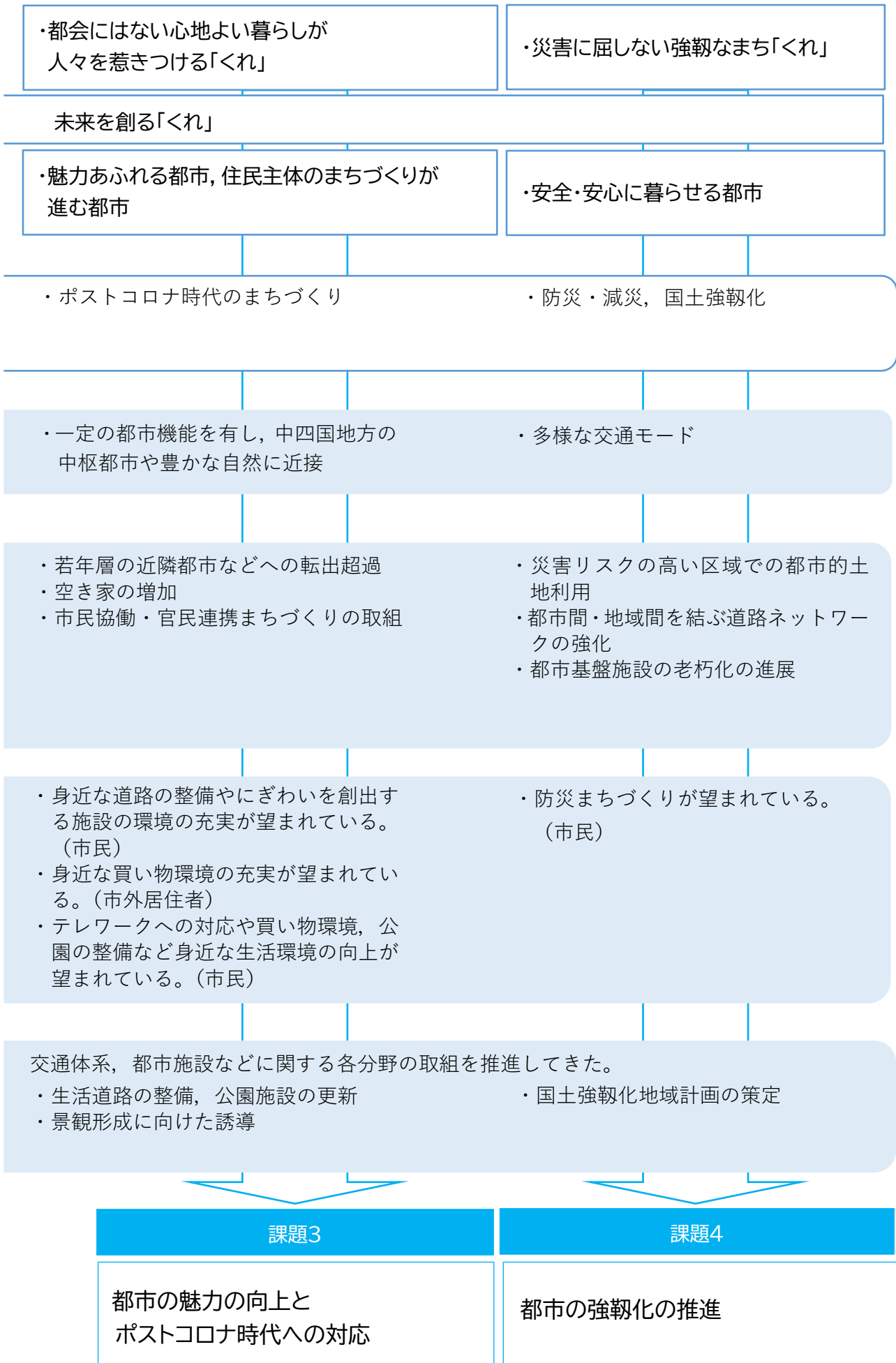
- 「コンパクト+ネットワーク」の都市構造を目指すことを基本として、土地利用や
- ・呉市立地適正化計画、呉市地域公共交通網形成計画の策定
  - ・呉駅周辺地域総合開発の推進
  - ・阿賀マリノポリス地区、苗代工業団地への企業立地
  - ・幹線道路の整備

課題1

将来にわたり持続可能で質の高い都市生活の確保

課題2

多様性のある強靱な産業構造の構築と都市活力の向上



## 課題1 将来にわたり持続可能で質の高い都市生活の確保

- ・人口減少下において、都市的サービスを持続可能なものとするため、また、脱炭素社会<sup>※1</sup>の実現に向け、継続して「コンパクト＋ネットワーク」の都市構造の構築を目指す必要があります。
- ・公共交通の維持は喫緊の課題であり、既存の交通モードの再編や次世代モビリティの導入などによって、移動のニーズに対応した公共交通ネットワークを形成する必要があります。
- ・都市活動の利便性の向上と効率化を図り、質の高い都市生活を確保するため、近年、急速に進展しているAIやIoTなどの新技術を都市づくりへ活用する必要があります。

## 課題2 多様性のある強靱な産業構造の構築と都市活力の向上

- ・人口減少などによる地域経済への影響を想定し、多様性のある強靱な産業構造の構築が必要です。そのため、既存の産業の維持や成長分野の産業誘致、また、多様な起業の実現に向けた柔軟な土地利用や物流の円滑化に向けた道路整備などに取り組む必要があります。また、呉市特有の地域資源を生かした観光まちづくりに取り組み、それに向けた土地利用、施設整備に取り組む必要があります。
- ・商業・業務地におけるにぎわいを創出し、都市活力の向上を図るため、市街地開発事業などによる都市機能の更新を図る必要があります。

## 課題3 都市の魅力の向上とポストコロナ時代への対応

- ・都市の魅力の向上に向け、路面店などのグランドレベルの土地利用誘導や公園・道路空間を始めとした既存ストックの有効活用など、多くの人々が都市内で行き交い、憩うことの出来る魅力的な都市空間の形成に取り組む必要があります。
- ・ポストコロナ時代の新たなライフスタイルに対応していくため、呉らしい景観や心地良い豊かな自然環境に近接しながら、働き、暮らすことができる住環境づくりやワーケーション<sup>※2</sup>などの新たな働き方に対応した都市づくりに取り組み、多様な世代の移住・定住の促進や交流人口の創出を図る必要があります。

※1 脱炭素社会：地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

※2 ワーケーション：仕事（Work）と休暇（Vacation）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの。

## 課題4 都市の強靱化の推進

---

- ・頻発・激甚化する自然災害に対し、砂防や治水対策などの防災対策を推進するとともに、災害リスクの高い区域の都市的土地利用の抑制を図るなど事前防災対策<sup>※3</sup>に取り組み、安全・安心な都市づくりを推進していく必要があります。
- ・平成30年7月豪雨災害においては、市内外を結ぶ道路網が寸断され、応急復旧活動や物流に大きな影響を与えており、災害に強い強靱な交通ネットワークを構築する必要があります。
- ・既存ストックを良好な状態で長期的に活用するために、老朽化した施設の予防保全に努めるなど、都市基盤施設の強靱化に取り組む必要があります。

※3 事前防災対策：災害の発生を想定した上で、それによる人的・経済的被害を軽減するために未然に対策を講じること。



## 3.2 都市づくりの基本理念, 都市の将来像及び都市計画の目標

### 1) 都市づくりの基本理念

第5次呉市長期総合計画や広島圏域都市計画マスタープランの目指す将来像を踏まえ、都市づくりの主要課題を解決することを念頭に、次のとおり都市づくりの基本理念を定めます。

#### <都市づくりの基本理念>



**つながり, にぎわい, 誰もが住み続けたい都市「くれ」  
～人が中心, 安全で持続可能な都市を目指して～**

人口減少・少子高齢化が本格的に進展する中で、気候変動問題やそれに伴う自然災害の頻発・激甚化、新型コロナウイルス危機による生活と働く環境の変化、また、呉市の産業活力をけん引してきた企業の撤退など都市を取り巻く環境が目まぐるしく変化しています。

一方で、社会においては、AIやIoTなどの新技術が進展し、Society5.0<sup>※1</sup>の実現に向けた技術が多く生まれるなど、都市づくりの面においても大きな変革が起きています。

そのような中で、今後の都市づくりにおいては、単なる消費活動の場としてではなく、歴史や文化などの呉らしさと新技術が融合した魅力的で質の高い都市の中で、一人ひとりの希望が実現され、また、多様な出会いと交流を通じた新たな価値の創造が図られるなど、人が常に中心となることを念頭に置いた都市づくりに取り組みます。

また、多様化した価値観とポストコロナ時代に応じた新しい暮らし方や働き方に対応するとともに、誰もが安全で安心して暮らすことができ、人口減少への対応や脱炭素社会の実現、また、SDGsの達成に向けた持続可能でコンパクトな都市の形成に向けて取り組むことを基本として、人や地域・情報などが様々な形で市内外に渡ってつながり、にぎわい、誰もが住み続けたいと思う都市・くれを目指します。

※1 Society5.0：ソサイエティ5.0。「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）を指す。



## 2) 都市の将来像及び都市計画の目標

都市づくりの基本理念の下、都市づくりの主要課題を解決するため、都市の将来像を定め、その実現のための都市計画の目標を掲げます。

### 解決すべき課題(都市づくりの主要課題1)

将来にわたり持続可能で質の高い都市生活の確保

#### 都市の将来像1

持続可能で、質の高い生活を実現する  
コンパクトでスマートな都市「くれ」



コンパクト+ネットワークの都市構造を基盤として、最先端の技術によってスマート化された様々な都市的サービスが展開され、持続可能で質の高い生活を実現する都市環境が形成されています。また、2050年の脱炭素社会の実現に向けて地球環境に配慮したグリーン社会※<sup>1</sup>の形成が図られています。

イメージ図や写真

※1 グリーン社会：脱炭素化と経済成長を両立させる社会

## 目標1 コンパクト+ネットワークの取組による持続可能な都市構造の構築

公共交通にアクセスしやすい安全な区域に居住を誘導し、一定の人口密度を確保しながら、医療や福祉、子育て支援、商業、業務などの多様な都市機能を集積し、拠点の形成を図ることで利便性と効率性の高い持続可能な都市経営を実現する都市構造の構築に取り組みます。

また、呉市のどこに住んでいても、誰もがこれらの都市機能を楽しむことができ、周辺都市と都市機能を分担できる環境を構築するために、都市間や地域間などを結ぶ道路整備や公共交通ネットワークの形成に取り組みます。

加えて、脱炭素社会の実現に向け、都市のコンパクト化を進めることで、地球環境に配慮した都市づくりを推進します。

[コンパクト+ネットワークの取組効果のイメージ]

### コンパクト+ネットワークの都市構造の構築

- ・ 移動量の少ない都市活動
- ・ 居住の誘導による人口密度の維持
- ・ 都市づくりと一体となった公共交通ネットワークの形成

地球環境  
の保全

- ・ 脱炭素社会の実現への貢献

持続可能な  
都市経営

- ・ 都市機能の維持と集積
- ・ 公共交通の維持
- ・ 都市基盤施設などの適切な維持管理

## 目標2 新技術の活用によるスマートシティの実現

都市における様々な課題を効率的に解決するとともに、より効果的な土地利用や都市基盤の整備、また、都市活動における新たな価値の創造に向け、官民が連携しながらAIやIoTなどの新技術の活用を図り、スマートシティの実現を目指します。

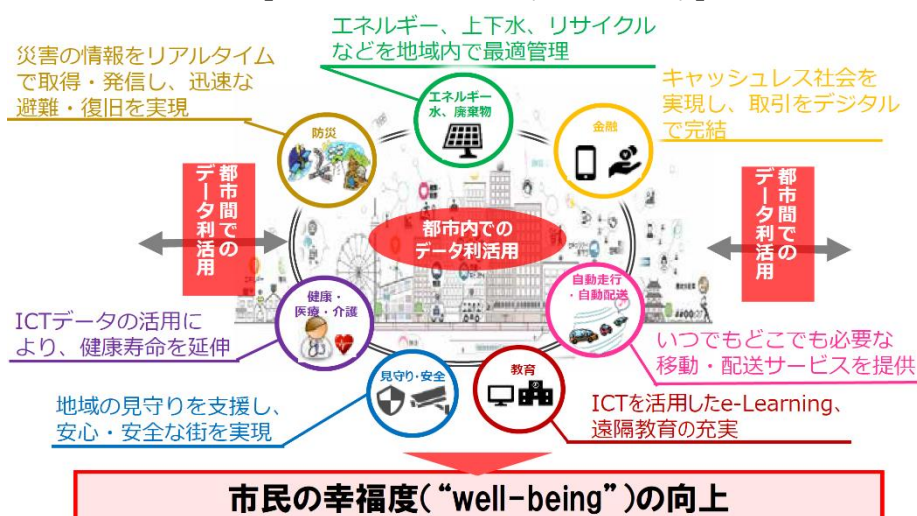
交通分野においてはこの先駆的な取組として、自動運転車両の導入やMaaS<sup>※2</sup>などの新技術の実装に向けて取り組むなど、スマートモビリティ<sup>※3</sup>を推進するとともに、これらの新たなサービスとこれまでの公共交通手段を適材適所に選定することで、誰もが快適で効率的に移動できるまちの実現に向けて取り組みます。

[スマートシティの取組イメージ]



資料：内閣府，総務省，経済産業省，国土交通省「スマートシティ官民連携ポータルサイト」

[スマートシティの取組による効果]



資料：国土交通省「スマートシティガイドブック」

※2 MaaS：マース。Mobility as a Service の略。出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、予約や決済などを一括して提供するサービス

※3 スマートモビリティ：AIなどの新技術を活用することにより生まれる新たな交通サービスの総称

## 解決すべき課題(都市づくりの主要課題2)

多様性のある強靱な産業構造の構築と都市活力の向上

### 都市の将来像2

多様な産業が生まれ育ち  
活力あふれる都市「くれ」



多くの市民と企業が、これまで培った技術や地域資源, 交流ネットワークなどを生かしながら, 新たなビジネスにチャレンジするなど, 多様な産業が生まれ育ち, 中四国地方の活力をけん引する広島圏域の一翼を担う強靱な産業構造が構築され, 若者を始めとして多くの人の希望を実現するいきいきと働く場が生まれるとともに, 地域経済が活性化しています。

イメージ図や写真

### 目標3 多様性のある強靱な産業構造の構築のための都市機能強化

既存のものづくり産業を始めとした関連産業の維持やさらなる集積，また，成長分野の産業や観光産業といった地域経済の活性化に資する産業の立地に向け，産業活動を支援する土地利用の誘導や都市基盤整備など多様性のある強靱な産業構造の構築に向けた都市づくりを推進します。

あわせて，市街地開発事業やリノベーションまちづくり<sup>※4</sup>などによって都市機能の更新を図るとともに，多様な土地利用制度の活用によって商業・業務機能の強化やにぎわいの創出など都市活力の向上に向けた取組を推進します。

[観光まちづくりの取組（呉市観光振興計画（令和3年9月））



資料：「呉市観光振興計画」

※4 リノベーションまちづくり：空き家，空き店舗や空きビルなど遊休不動産に付加価値をつけ新しく再生・活用し，地域課題を解決していくまちづくり



解決すべき課題(都市づくりの主要課題3)  
都市の魅力の向上とポストコロナ時代への対応

都市の将来像3

心地よい暮らしが人々を惹きつける  
魅力ある都市「くれ」



まちの中には市民のサードプレイス※5が形成され、歩いて出かけたくなる「居心地の良いまちなか」で多くの人が行き交い、交流することで賑わっています。また、ポストコロナ時代における多様な働き方や住まい方に対応した質の高い都市生活と豊かな自然や呉市らしい文化が調和した心地よい暮らしが、地方での暮らしの面白さを引き出し、多くの人を惹きつけ、呉市に住み続けたい若者やUターンを希望する人、大都市圏などから移り住む人、また、呉市を訪れる交流人口や呉市に携わる関係人口※6が増えています。

イメージ図や写真

※5 サードプレイス：自宅（第1の居場所）や職場・学校（第2の居場所）とは隔離された、心地のよい第3の居場所で、多様な人が集まり、出会い、交流する場所

※6 関係人口：継続的な関心や交流などを通じて、特定の地域に多様な形で携わる人

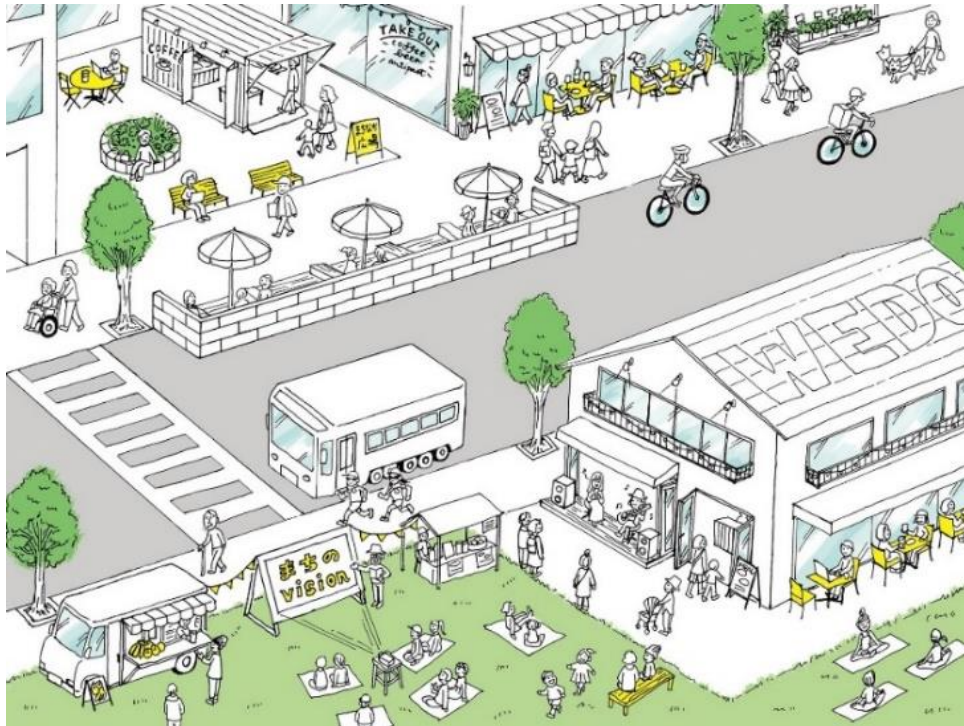


## 目標4 居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの形成

居住や様々な商業・業務機能が適度に混在した、ミクストユース<sup>※7</sup>と高度利用の誘導によって多様性のある魅力的なまちなかの形成を図ります。あわせて、リノベーションまちづくりや公園などの公共空間の活用を、官民が連携して一体的に推進し、市民のサードプレイスとしての空間を形成することで、多様な人々が集い、交流することのできる居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちづくりを推進します。

また、空間形成においては、人が中心となること、また、豊かな自然や歴史・文化などの呉らしさを生かしながら取り組むことを基本として、高質で魅力化・デザイン化された空間づくりに取り組みます。

[ウォーカブルなまちのイメージ]



資料：国土交通省「官民連携まちづくりの手引き」

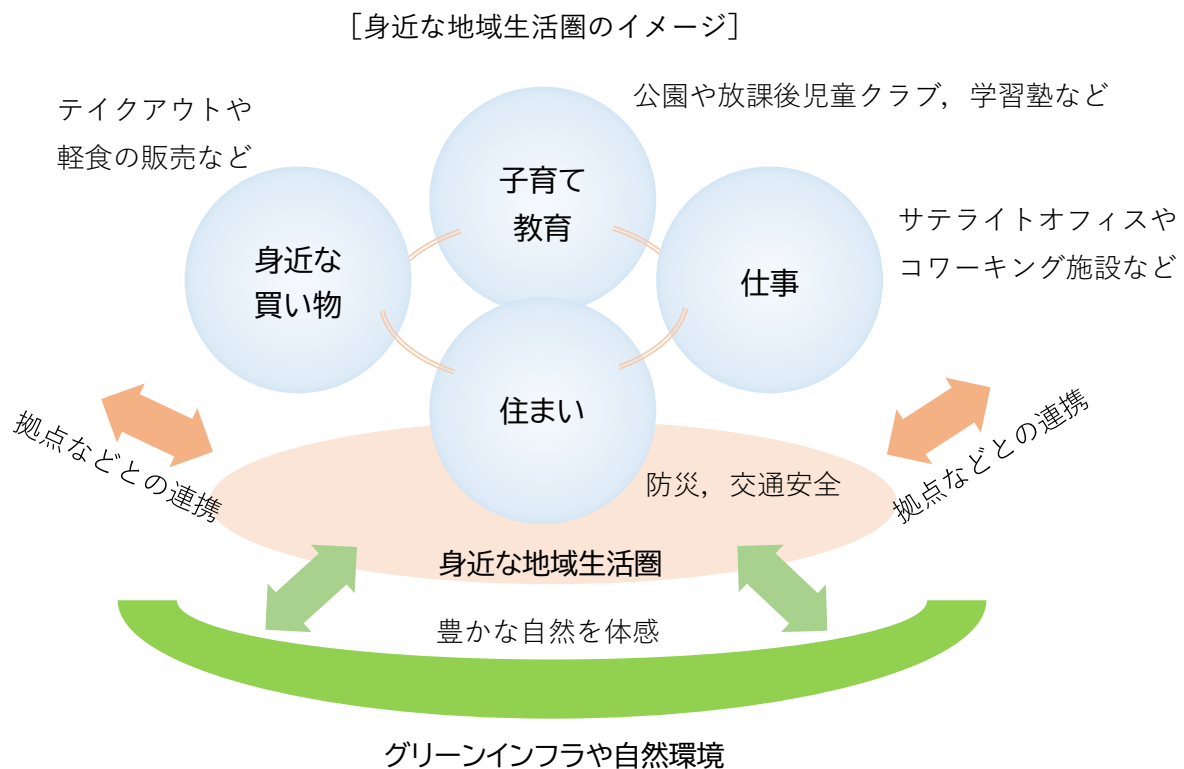
※7 ミクストユース：住，職，商，遊，学などの複数の用途や機能が混在した土地利用

## 目標5 利便性と自然の豊かさを備えた都市の実現

安全な住環境の整備と併せ、身近な買い物を支える施設や子育て・教育施設、また、職住近接を可能とするサテライトオフィス<sup>※8</sup>やコワーキング<sup>※9</sup>施設などの確保に向けた柔軟な土地利用とこれらの施設整備を推進します。また、多様な都市機能が集積する拠点や広島市などとのアクセス強化を図り、これらの取組によって、働きながら暮らしやすい、身近な地域生活圏の形成を図ります。

また、都市内におけるグリーンインフラ<sup>※10</sup>の推進や豊かな自然環境の保全に取り組み、身近なところで自然を体感できる、豊かさを備えた心地よい都市環境の形成を図ります。

あわせて、呉ならではの歴史的景観・インフラ景観の保全や農水産物などの地域資源の活用、また、ワーケーションやブレジャー<sup>※11</sup>といった滞在型観光の環境整備など、歴史的なストーリーや瀬戸内の魅力を生かした取組を近隣都市と連携しながら推進することで、移住・定住の促進、また、交流人口や関係人口の増加を図ります。



※8 サテライトオフィス：企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィス

※9 コワーキング：事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイル

※10 グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

※11 ブレジャー：Business(ビジネス)とLeisure(レジャー)を組み合わせた造語。出張等の機会を活用し、出張先等で滞在を延長するなどして余暇を楽しむこと。

## 解決すべき課題(都市づくりの主要課題4)

### 都市の強靱化の推進

#### 都市の将来像4

#### 安全に住み続けられる強靱な都市「くれ」



頻発・激甚化する自然災害などに備えて、都市基盤が計画的に整備され、併せて、安全性を優先した土地利用への転換や市民の自主的な防災活動が進められるなど、都市の防災力が向上することで、安全に住み続けられるとともに、活発な産業活動を可能とする強靱な都市が形成されています。

イメージ図や写真

## 目標6 人命と財産を守る強靱な都市づくり

誰もが安全・安心に住み続けられるとともに、活発な経済活動を可能とする市街地の形成に向け、人命の保護を最大限に図り、市民の財産や地域を支える都市機能、公共施設などの被害を最小化するために、頻発・激甚化する気象災害に対する防災対策事業の実施や老朽化したインフラ施設などの迅速かつ効率的・効果的な維持管理に取り組み、強靱な都市づくりを推進します。

また、ハード整備に加えて、災害リスクの高い区域の土地利用の抑制や安全な区域への居住の誘導などによる都市の強靱化を図るとともに、避難体制の整備や防災教育に取り組むなど、ハードとソフトが一体となった事前防災対策の取組を総合的に推進します。

[総合的な取組のイメージ]

### 老朽化対策の実施

#### インフラ施設の老朽化対策

##### ◆ メンテナンスサイクルの構築

点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒(次の点検)の業務サイクルを通して、長寿命化計画等の内容を充実させた維持管理を推進

##### ◆ 事後保全から予防保全への転換

損傷が深刻化してから大規模な修繕を行う「事後保全」から、損傷が軽微なうちに修繕を行う「予防保全」への転換により、更新費用の抑制等によるコスト削減、施設の長寿命化を推進

資料：呉市土木未来プラン

### 災害に強い道路ネットワークの確保 (広島呉道路)



### 流域治水の取組

15



資料：国土交通省

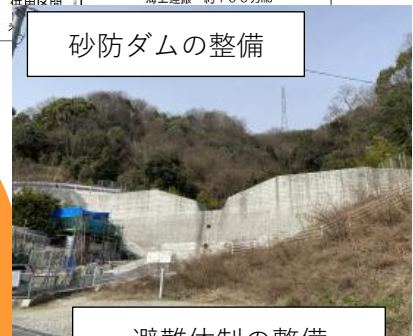
### 災害に強い土地利用



資料：広島県

ハードとソフトが  
一体となった取組

### 砂防ダムの整備



### 避難体制の整備

レベル	避難の手引き (大雨編)	災害に関する情報
レベル5	避難の手引き (大雨編)	災害に関する情報
レベル4	避難の手引き (大雨編)	災害に関する情報
レベル3	避難の手引き (大雨編)	災害に関する情報
レベル2	避難の手引き (大雨編)	災害に関する情報
レベル1	避難の手引き (大雨編)	災害に関する情報

「自らの命は自らが守る」意識をもって、自分の判断で避難行動をとりましょう。

災害に関する情報

インターネット上の防災情報

### 防災教育

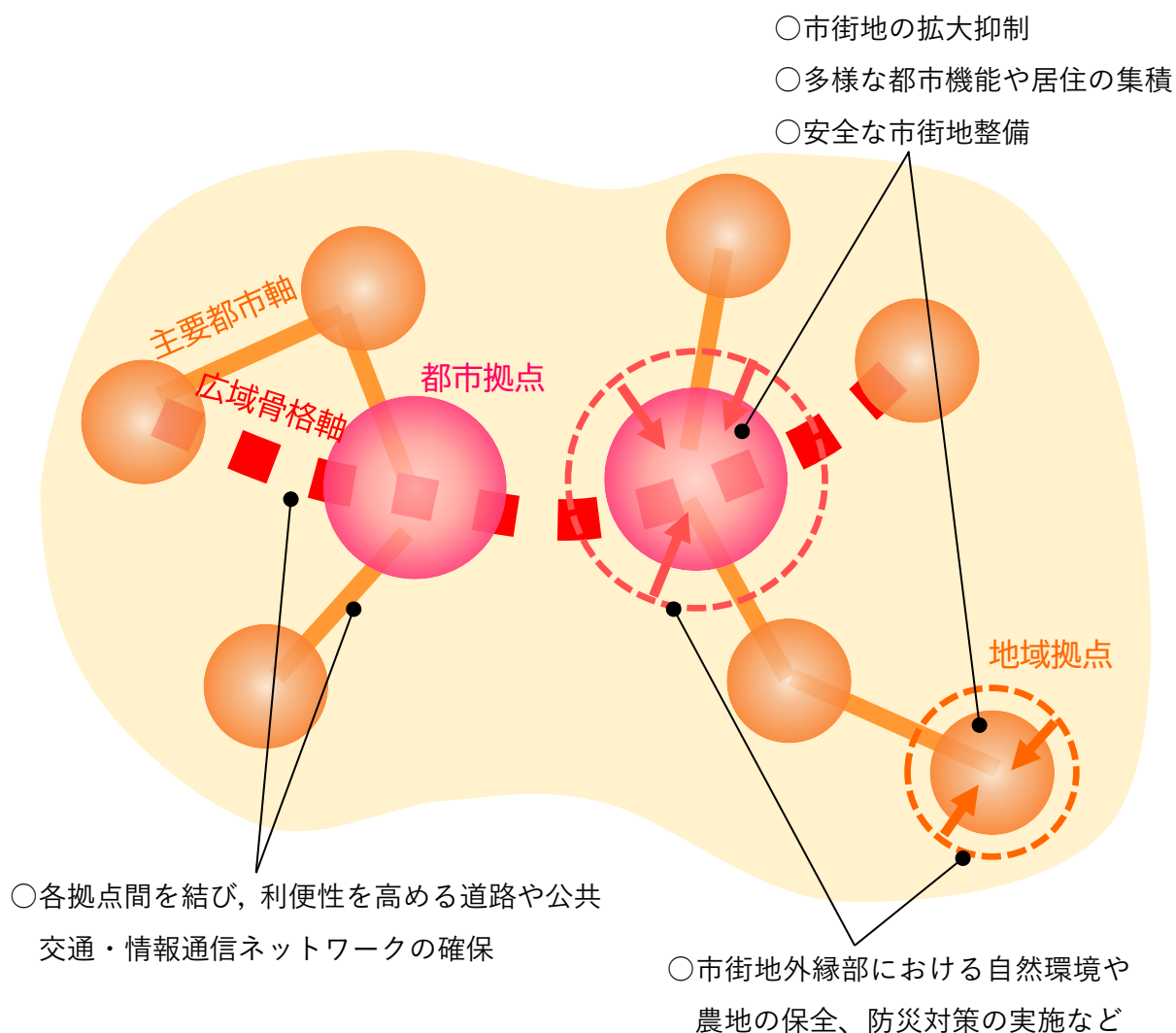




### 3.3 将来都市構造

都市の将来像の実現を目指し、市全域を見渡した将来都市構造を定めます。都市経営を持続可能なものとするとともに、地球環境に優しく、誰もが便利で快適に暮らせる都市を実現するため、多様な都市機能が集積した拠点と各拠点間が道路・公共交通・情報通信で連携されたコンパクト+ネットワークによる都市構造を構築することを基本とします。

[コンパクト+ネットワークを基本とする都市構造の概念図]



都市拠点や地域拠点は、各地域のまちづくりの拠点となる市役所や市民センターを基本とします。

※生活拠点、生産流通拠点、瀬戸内連携軸はイメージ図に示していません。

## (1)拠点の設定

拠点は、市民生活の向上や都市活動の活性化に必要な機能の集積を図り、生活や交流、産業の中心的な役割を担う場所として設定します。

都市拠点	位置	中央地区（都心）、広地区（副都心）
	役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全域や広域的な圏域において中核を担う拠点</li> <li>・商業・業務、医療・福祉、子育て、情報、娯楽、行政などの中核的な機能が集積し、公共交通などの利便性に優れる拠点</li> <li>・住・職・商・遊・学などの多様な機能が混在することで、人の出会いや交流、滞留を促進し、にぎわいを生み出す拠点</li> </ul>
	求められる機能などのイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域サービスを提供する施設や人が集うことのできる施設、サテライトオフィスなどの職住近接を可能とする施設</li> <li>・鉄道や船、交通ターミナル、次世代モビリティなどが集積した総合交通拠点機能や地域間の交通の結節点</li> <li>・まちなか居住を推進する居住機能</li> <li>・広域及び地域の防災拠点機能</li> <li>・都市内の緑地や水辺などのオープンスペース</li> <li>・地域の価値を向上させるための多様な主体が連携した活動 など</li> </ul>
	空間のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中・高密度で高度利用かつ複合化された土地利用や都市緑化が図られており、質が高く、人中心の都市空間を形成している。</li> </ul>
地域拠点	位置	中央、広地区以外の地域（市民センター単位の16地区）
	役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活圏における人口などに応じて、一定の日常生活が満たされる商業・業務、医療・福祉などの都市機能を集積する拠点</li> </ul>
	求められる機能などのイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民の日常生活を支える、行政施設、病院・診療所などの医療施設、日用品の提供などの生活利便施設など</li> <li>・コワーキング施設などの職住近接を可能とする施設</li> <li>・地域のコミュニティを醸成する拠点</li> <li>・地域間の交通の結節点</li> <li>・地域の防災拠点機能 など</li> </ul>
生活拠点	空間のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低・中密度で一定の用途の混在が容認された柔軟な土地利用が図られている。</li> </ul>
	役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域拠点を補完し、日常生活に必要な機能の一部や地域コミュニティを醸成する機能を有した拠点</li> </ul>
生産流通拠点	求められる機能などのイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所などの医療施設や日用品などの小規模な店舗・商店、地域の集会所などのコミュニティ施設 など</li> </ul>
	位置	既存の産業集積地や産業団地など
	役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ものづくり産業を中心とした工業技術や物流機能、成長分野の産業の集積を図り、呉市及び広島圏域の産業発展をけん引する拠点</li> </ul>
生産流通拠点	求められる機能などのイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業団地、工場、物流倉庫などの流通系施設など</li> <li>・生産・流通活動やAI・IoTなどの新技術を活用した技術開発、技術の継承</li> <li>・ものづくり産業の営みが生み出す、産業景観の保全 など</li> </ul>



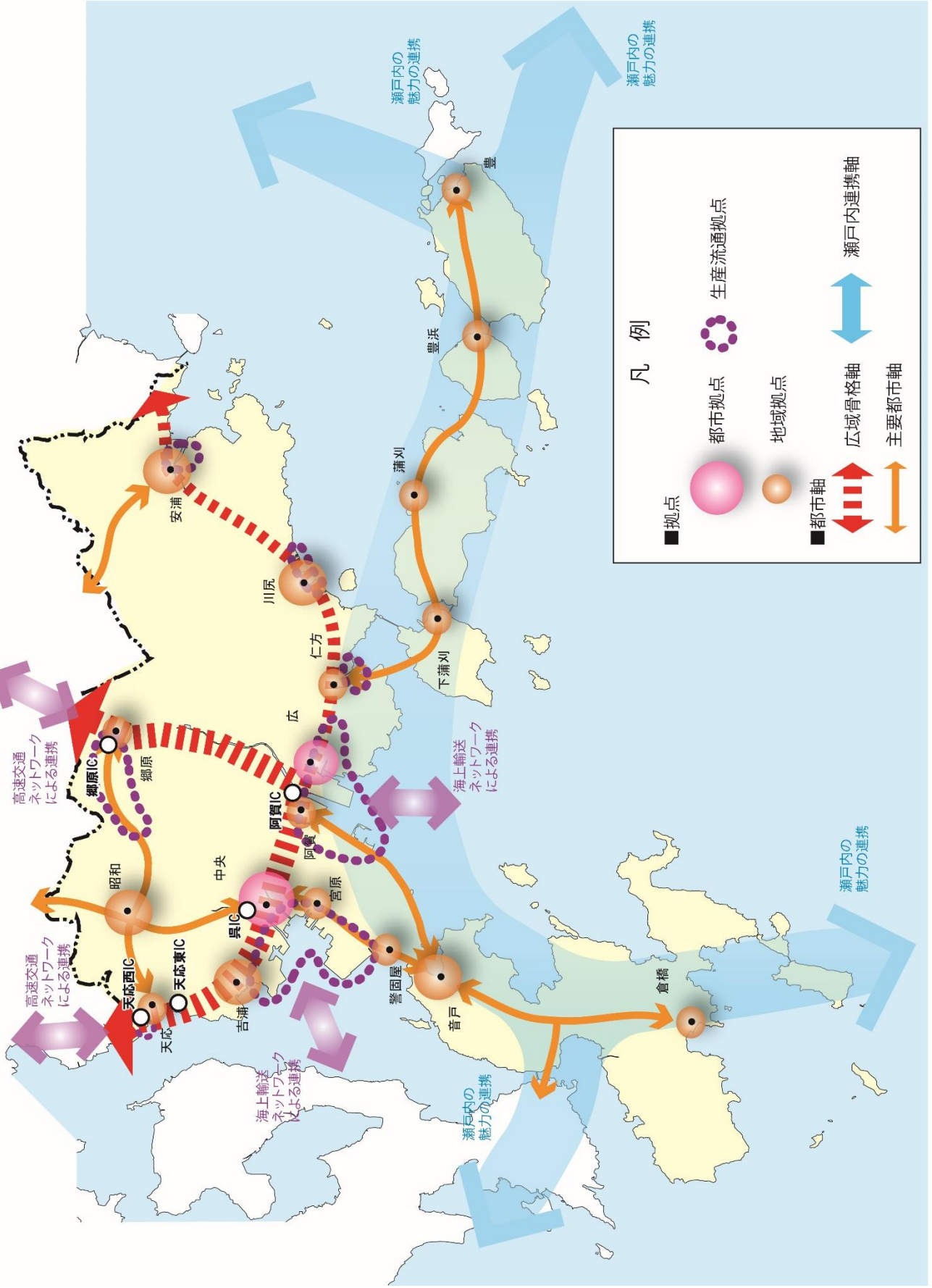
## (2)軸の設定

軸は、市民生活や都市活動における人やものの流れを生むための道路や公共交通を主に指しますが、その周辺での土地利用についても、軸の一部と捉えて設定します。

広域骨格軸	位置	・自動車専用道路及び一般国道(第1次緊急輸送道路 <sup>※1</sup> ), 鉄道
	役割	・都市の骨格を形成し, 隣接市町などとの広域的な連携を図るとともに, 都市活動を支える軸 ・広島市を中心とした高次都市機能との連携を図るための軸
	周辺の土地利用などのイメージ	・拠点の形成に影響しない規模の, 都市活動を支える機能を有する施設の立地など, 交通利便性を生かした適切な土地利用
主要都市軸	位置	・一般国道, 主要地方道, 一般県道(主に第1次緊急輸送道路, 第2次緊急輸送道路)
	役割	・各拠点間との連携を図り, 都市全体の一体性を形成し, 日常生活の利便性を高めるとともに, 都市活動を支える軸
	周辺の土地利用などのイメージ	・都市拠点や地域拠点の活力に影響を与えない適正なサービスの立地など, 地域拠点を補完するための沿道土地利用
瀬戸内連携軸	位置	・島しょ部を中心とした瀬戸内海に面する地域
	役割	・瀬戸内固有の魅力を活かし, 観光や農水産業などの活性化による交流を図る軸
	周辺の土地利用などのイメージ	・サテライトオフィスやワーケーション施設など ・宿泊施設, レジャー施設, 特産品の物販施設など ・自然環境などを活かし, 地域の価値を向上させるための多様な主体が連携した活動など

※1 緊急輸送道路：地震直後から発生する緊急輸送を迅速かつ確実に実施するために必要な道路

# [将来都市構造図]



### 3.4 分野別の都市づくりの方針

都市の将来像の実現と将来都市構造の構築に向け、都市計画運用指針（国土交通省）で示されている分野別に、都市計画制度の活用などを推進するための都市づくりの方針を定めます。

#### 1) 土地利用の方針

##### (1)都市計画区域内の土地利用

- ①市街地（i 住居系、ii 商業・業務系、iii 工業・流通系）
- ②市街化調整区域
- ③用途白地地域

##### (2)都市計画区域外の土地利用

##### (1)都市計画区域内の土地利用

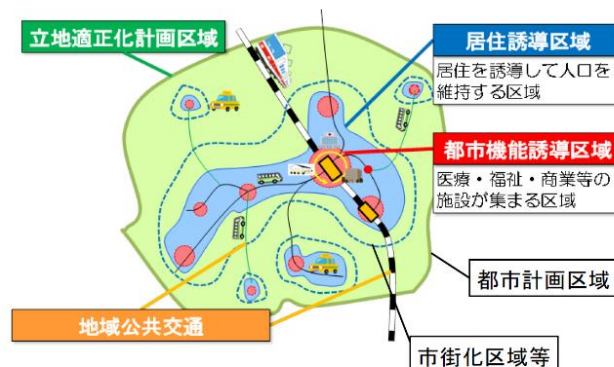
区域区分<sup>※1</sup>や用途地域<sup>※2</sup>などの都市計画制度と立地適正化計画制度などの様々な制度を適正に運用し、多様な都市活動に柔軟に対応でき、安全でコンパクトな市街地形成に向けた土地利用を促進します。

##### ①市街地

##### i 住居系市街地

- コンパクトな市街地の形成を図るため、居住誘導区域<sup>※3</sup>へ長期的に居住を誘導し、人口密度の維持を図ります。特に都市拠点においては、高度利用の誘導などによって「まちなか居住」を促進し、さらなる人口の集積を図ります。
- 災害リスクの高い区域については、対策事業の進捗状況や土地利用の状況などを踏まえ、市街化区域の縁辺部の低未利用地を皮切りに、段階的に市街化調整区域に編入するなど、都市的土地利用の抑制などに取り組み、居住誘導区域を始めとした、災害リスクの低い、安全な区域への居住の誘導を図ります。
- 土地利用の誘導に合わせて、住み替えなどに伴う跡地管理の方策について検討します。

[立地適正化計画で定める事項（概略図）]



資料：呉市立地適正化計画

- ※1 区域区分：都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分すること。「線引き制度」とも呼ばれる
- ※2 用途地域：都市計画法に基づき、都市計画区域内で建築物の用途や容積率、建ぺい率などについて制限を行う地域
- ※3 居住誘導区域：立地適正化計画で定める区域で、人口減少下にあっても、地域に必要な生活サービス施設などが維持・確保されるよう、居住を誘導し、一定の人口密度を維持する区域。

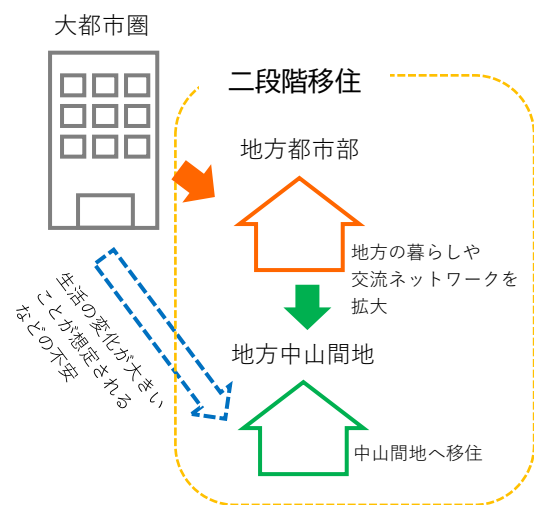
- 住宅団地を始めとした専用住宅地においては、豊かな自然環境と調和し、地区計画制度※<sup>4</sup>の活用などによって、ゆとりある住環境の形成を図ります。
- 居住誘導区域内における専用住宅地などにおいては、小規模な店舗やコワーキング施設などの職住近接を支える施設の立地を限定的に許容するなど、地域のニーズや働き方の変化に対応した柔軟な土地利用を検討します。また、増加する空き家の活用により若い世代の定住や移住者の二段階移住※<sup>5</sup>などを促進し、住宅団地などの再生を図ります。
- 居住誘導区域内において、空き家や空き地などの未利用地が多くある地区では、小規模での区画の再編によって、道路の拡幅や土地形状の改善を一体的に図るなど、住環境の改善について検討します。
- 住工混在地区※<sup>6</sup>については、地域産業の活力を維持するために、既存の産業の維持を基本とし、事業場の環境保全対策や地区計画制度の活用などによって、良好な住環境の形成に支障のない範囲で限定的に混在を許容するなど職住近接の土地利用を図ります。
- 居住誘導区域外の住宅地においては、既存の都市内農地や低未利用地の無秩序な宅地化を抑制し、住宅と農地が混在する住環境の形成を促進します。

[災害の危険性の高い区域での取組イメージ]

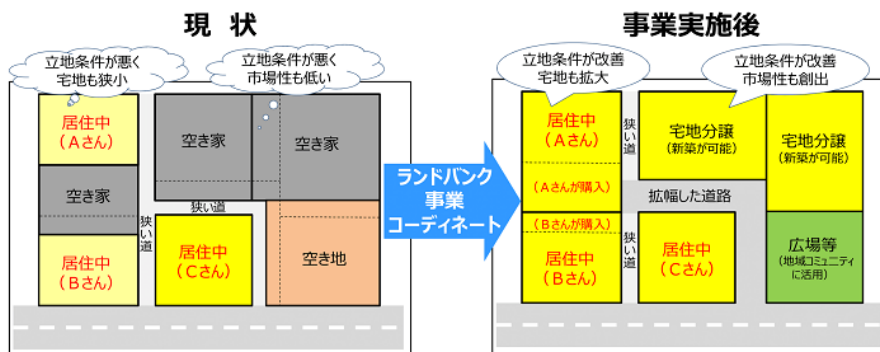


資料：広島県

[二段階移住のイメージ]



[小規模連鎖型区画再編事業（ランドバンク事業）のイメージ]



資料：広島県「広島型ランドバンク事業」

※4 地区計画：地区の特性を生かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき、建築物の建築などに関し必要な事項定める都市計画

※5 二段階移住：大都市圏から中山間地へ移住する場合に、移住のミスマッチを防ぐため、一度近隣の都市部へ移住し、その後、段階的に中山間地へ移住する方法

※6 住工混在地区：住宅と工業系の機能が混在する地区



## ii 商業・業務系市街地

- 都市拠点においては、都市機能誘導区域<sup>※7</sup>内を中心として、商業、医療・福祉などの多様な都市機能の維持・誘導を図るとともに、高次都市機能の一層の集積を図ります。
- 都市拠点においては、必要に応じて土地の高度利用を検討し、都市機能の誘導と併せたまちなか居住を誘導し、住商混在、職住近接の多様性に富んだ都市環境の形成に取り組みます。また、地区の骨格となる道路の沿道などでは、グランドレベルへの都市機能の誘導により、ウォーカブルなまちづくりを推進します。
- 都市拠点においては、リノベーションまちづくりや空き地などの低未利用地の暫定活用、また、身の丈に合った再開発事業により、機能の更新やミクストユースを促進し、エリアの価値の向上を図ります。
- 地域拠点においては、都市機能誘導区域を中心として、地域の生活を支える日常の購買や医療・福祉などの需要に対応した都市機能の維持・誘導を図ります。
- 就業の結びつきの強い周辺都市や大都市圏の企業のサテライトオフィスの誘致などによって子育てしながら働きやすい環境づくりを促進し、定住や移住を促進します。

### (呉駅周辺地域)

- 広島圏域の高次都市機能の一部を分担するとともに呉市におけるコンパクトシティ形成の核として、多様な都市機能と居住機能の誘導を推進し、スマートシティの実現に向けた都市サービスが先駆的に展開される、次世代のまちなか居住エリアの創出を図ります。
- 旧そごう呉店跡地の土地利用と併せて、JR呉駅前広場の再整備、橋上駅화를推進し、地域内での連鎖的な民間開発を誘導します。また、市街地開発事業<sup>※8</sup>などの活用により高度利用を促進することで、低未利用地などの土地利用転換を図ります。
- 旧そごう呉店跡地周辺の民間開発の誘導などに当たっては、グランドレベルへの都市機能の配置や多様な用途が複合的に混在した開発を誘導し、居心地の良いウォーカブルな都市空間の形成を図ります。
- 大和ミュージアムやてつのくじら館を中心とした海辺のエリアにおいては、これらの観光施設と調和した歴史を感じる景観の保全・形成を図るとともに、観光施設の機能強化や港湾用地の活用などを検討します。

[JR呉駅前広場や旧そごう呉店跡地の土地利用のイメージ]



資料：呉駅周辺地域総合開発基本計画

[居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン]



資料：国土交通省

※7 都市機能誘導区域：立地適正化計画で定める区域で、生活の利便性が確保されるよう、医療、福祉、商業などの多様な生活サービスを誘導する区域  
 ※8 市街地開発事業：都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づき、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公共施設の整備などを行うこと

### iii 工業・流通系市街地

- 臨海部やインターチェンジ周辺を中心とした生産流通拠点においては、産業団地の造成による企業立地の誘導や特別用途地区<sup>※9</sup>の活用などによって工業・流通機能の維持・強化を図ります。
- 地域産業の活力の維持や職住近接の土地利用を図る観点から、やむを得ず住工機能が混在する場合においては、地区計画制度の活用などによって、住環境や事業所の操業環境などに配慮した土地利用を図ります。
- 大規模な事業所の跡地利用については、関係者との連携を密に図り、土地利用転換も含め、今後の呉市の活力づくりと雇用の創出に資する土地利用を検討します。

[内陸部の産業団地（郷原 IC 周辺）]



[阿賀マリノポリス地区]



### ②市街化調整区域

- 開発許可制度を適正に運用し、新たな市街地の拡大の抑制に努め、優良な農地や自然環境の保全を図ります。
- 50戸連たん制度<sup>※10</sup>などの開発基準について、その廃止も含めた運用について検討します。
- 既存の集落環境の維持や利便性の向上、また、農業施策と連携した計画的な土地利用については、地区計画制度の活用などによって許容するなど、メリハリのある土地利用について検討します。
- 生産流通拠点を始めとして、インターチェンジ周辺の交通利便性を生かしたまちづくりや職住が近接する市街地の形成など、周辺の土地利用や都市基盤の状況に配慮しつつ、地区計画制度などの活用により計画的な土地利用を促進します。

※9 特別用途地区：都市計画法に基づき、土地利用の増進を図るため、基本となる用途地域の強化や緩和を行う都市計画

52 ※10 50戸連たん制度：市街化調整区域における建築などの許可制度。市街化区域に隣接し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している地域で、50以上の建築物が連たんしている地域の建築物を許可する制度



### ③用途白地地域

- 開発許可制度の適正な運用を図るとともに、必要に応じて、特定用途制限地域<sup>※11</sup>を検討するなど、新たな市街地の拡大の抑制と優良な農地や自然環境の保全を図ります。
- 音戸地域の都市機能誘導区域や居住誘導区域においては、日常の生活を支える都市機能や居住を誘導し、拠点の形成を図ります。

### (2)都市計画区域外の土地利用

農水産業や観光分野などの関連制度を活用し、豊かな自然環境と調和した土地利用を促進します。

- 都市計画区域外における地域拠点の形成に向け、地域との協働や観光振興、農業施策と連携した手法の検討など、関係者との連携を図ります。
- 交流を促進するため、重要伝統的建造物群保存地区である御手洗地区を始めとした、日本遺産の構成文化財や美しい自然環境の保全と活用を図ります。また、高速通信網の整備などにより、テレワークやワーケーション、ブレジャー、二地域居住<sup>※12</sup>などの柔軟な働き方や新たな観光スタイルに対応した環境を整えます。
- 農道や林道、ため池などの適切な維持管理や農地の保全、漁港機能の維持・強化を図ります。併せて、移住施策と連携した農水産業の支援による定住の促進や都市地域における物産など観光施策との連携を図ります。
- サイクリングやマラソン、キャンプなど、豊かな自然環境を生かしたスポーツやアウトドアなどの環境づくりに取り組みます。

[ワーケーションに対応したコワーキングスペース（梶ヶ浜）]



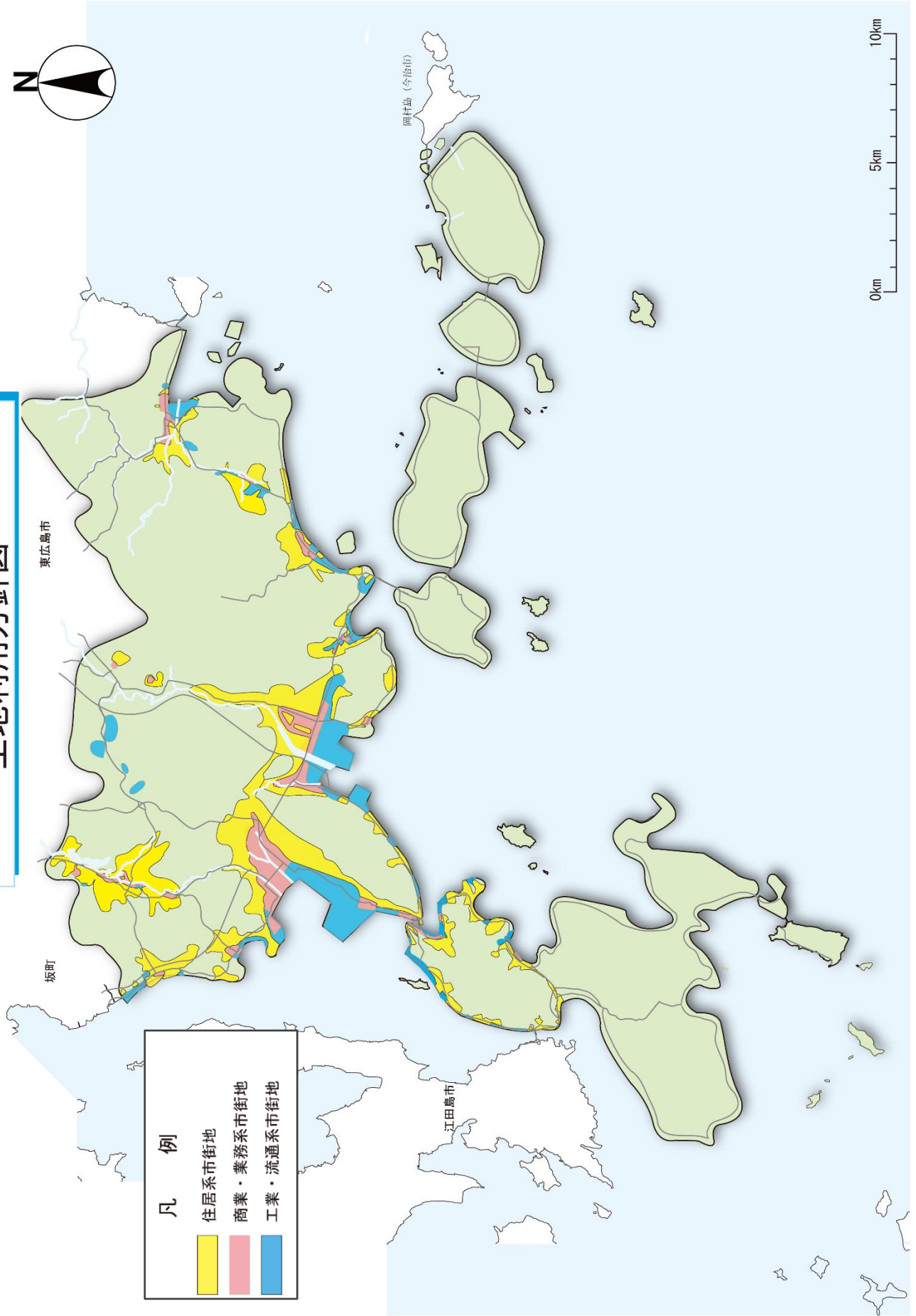
[重要伝統的建造物群保存地区（御手洗地区）]



※11 特定用途制限地域：用途白地地域において、良好な環境の形成等を行うために、目的に応じて建築物などの建築を制限する地域

※12 二地域居住：都市部と地方部にふたつの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりするライフスタイル

# 土地利用方針図



※土地利用転換が生じる場合には、方針図の着色に限らず、方針図の方針に基づき適正に土地利用の誘導を行う。

## 2) 交通体系の整備の方針

### (1)道路の整備と維持管理

- ①広域骨格軸と主要都市軸の整備
- ②地域内道路の整備
- ③既存ストックの多目的利用
- ④効率的な維持管理と効果的な機能改善

### (2)公共交通網の形成

- ①都市づくりと一体となった公共交通ネットワークの形成
- ②安心・快適に利用できる公共交通環境の整備

### (1)道路の整備と維持管理

選択と集中を図り、国や県などの関係機関と一体となって、災害に強く、多様な都市活動に対応した効果的な道路整備を推進します。また、効率的な維持管理と効果的な機能改善に取り組み、道路ネットワークの強靱化を図ります。

併せて、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえた将来需要を検討し、実情に応じた計画の変更や廃止など道路ネットワークの適切な見直しに取り組みます。

#### ①広域骨格軸及び主要都市軸の整備

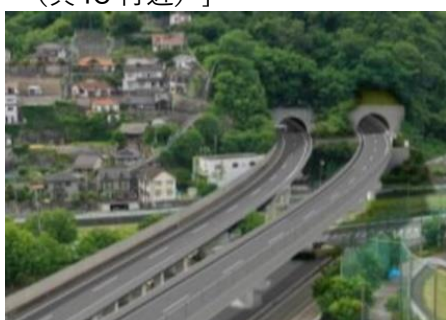
- 広島市や東広島市などとの都市間連携や市内の地域間連携、また、生産性の向上や広域的な交流の促進、災害に強い道路ネットワークを確保するため、高速道路ネットワークの整備や機能強化を促進します。
- 都市間の広域的な連携や地域間の連絡強化を図るため、道路の多車線化や交差点改良、バイパス整備、耐震補強など一般国道・主要地方道などの幹線道路やこれらの代替ルート<sup>1</sup>の整備・機能強化を推進します。
- 道路の整備や機能強化に当たっては、段差の解消・無電柱化などバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備を促進します。

■概ね10年以内に整備（継続中を含む）に取り組む主な道路

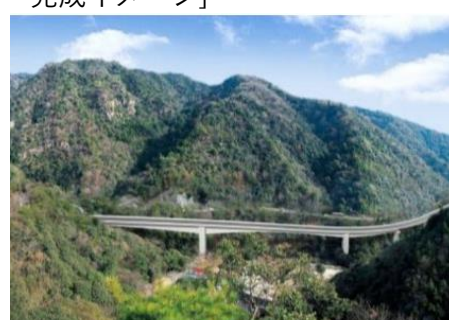
路線名	区間など
広島呉道路	坂北IC～呉IC（4車線化）
（主）呉平谷線	上二河～此原
（都）焼山押込線ほか	焼山北～焼山泉ヶ丘，焼山北

※その他の事業については呉市土木未来プランによる。

[広島呉道路の4車線化完成イメージ  
(呉IC付近)]



[主要地方道呉平谷線(上二河～此原)の  
完成イメージ]





## ②地域内道路の整備

- 街区の骨格を形成する都市計画道路は、沿道地域における人口規模や都市機能などの立地の実情に応じた適切な見直しを行います。また、身近な生活道路を含め、居住環境の改善や安全性の向上に向けた整備を検討します。
- 安全な道路空間を形成するため、道路整備に合わせて歩行者や自転車の通行空間を確保するとともに、段差の解消・無電柱化などのバリアフリー化やユニバーサルデザインに取り組みます。
- 街区を形成し、都市や地域のシンボリックな路線となる道路は、積極的な緑化や景観への配慮に努めた整備を推進し、周辺の土地利用と一体的な魅力化に取り組むことで居心地の良い空間形成を図ります。
- 狭い道路の解消に当たっては、居住誘導区域内における事業の重点化を図るとともに、地権者などの協力を得ながら拡幅整備に取り組みます。

■概ね10年以内に整備（継続中を含む）に取り組む主な道路

路線名	区間など
(都) 大新開吉松線	広大新開
(都) 横路1丁目白石線	広大新開～広白石
(都) 中央二河町線	西中央

※その他の事業については呉市土木未来プランによる。

## ③既存ストックの多目的利用

- サイクルツーリズムの需要に対応するため、サイクリングロードの機能強化やしまなみ海道を始めとした周辺地域との連携を図ります。
- 第二音戸大橋や安芸灘大橋など、シンボリックな橋りょうなどを活用したインフラツーリズム<sup>※13</sup>を促進します。
- 道路を取り巻く交通環境の変化やニーズの多様化に対し、にぎわいの創出や交流を促進する観点から、周辺の土地利用などと一体となった道路空間の有効活用について、都市再生推進法人などと官民連携による取組を進め、ウォークブルなまちづくりを推進します。

[とびしま海道サイクリングロード]



[道路空間におけるイベントの開催]



#### ④効率的な維持管理と効果的な機能改善

- 道路や橋りょう，トンネルなどを効率的に維持管理するために予防保全に取り組み，耐震化などによる安全性の向上と更新費用の抑制による維持管理費の縮減に取り組みます。また，インフラDX<sup>※14</sup>の活用について検討します。
- 緊急輸送道路などの防災上重要な道路については，橋りょうなどの耐震化や補修を重点的に推進し，安全な道路の整備に取り組みます。
- 交通安全上必要となるカーブミラーやガードレールの設置などについては，教育関係部署や地域の意見を踏まえながら，効果的な整備に取り組みます。
- 道路照明のLED化に取り組み，環境負荷の低減と維持管理費の縮減を図ります。
- 今後の利用や需要の変化を見据え，その変化に応じた道路走行空間の再配分など必要に応じた機能転換などを検討します。

※14 インフラDX：デジタル技術を活用して，社会資本や公共サービスなどを変革する取組

## (2)公共交通網の形成

市民・交通事業者・行政の適切な役割分担によって、まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成と安心・快適に利用できる公共交通環境の充実を図ります。

### ①都市づくりと一体となった公共交通ネットワークの形成

- バス路線や乗合タクシーなど、地域の実情に応じた交通モードの選定により、都市づくりと一体となった新たな公共交通ネットワークの形成を検討します。併せて、グリーンスローモビリティ<sup>※15</sup>や自動運転車、ライドシェア<sup>※16</sup>などの導入について検討します。
- 広島市などとの連携強化に向け、JR呉線の強靱化などを促進し、広域移動を担う公共交通の安全性と利便性を確保するための機能強化を図ります。
- 離島航路や生活航路については、利用状況に応じた適正な便数の確保について検討するなど、効率化を図りながらその維持に努めます。
- 交流の促進に向けたバスや航路、周遊クルーズなど、観光施策と連携した公共交通の維持・機能強化に向けた検討を行います。

#### (呉駅周辺地域)

- 自動運転車やBRT<sup>※17</sup>などの次世代モビリティやMaaSといった先駆的技術の実装に向けた取組を進め、移動の利便性の向上を図るとともに市全域への展開を目指します。
- 移動しやすい交通体系の構築によって広島・瀬戸内方面へとつながる広域回遊の起点としての機能を強化します。

### [グリーンスローモビリティの導入に向けた実証実験（広島大学・呉工業高等専門学校）]



### [都市間回遊ルートのイメージ]



資料：呉駅周辺地域総合開発基本計画

※15 グリーンスローモビリティ：時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した移動サービス、車両。導入により地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。

58 ※16 ライドシェア：一般のドライバーが自家用車で目的地まで運んでくれるサービス

※17 BRT：ピーアールティ。BusRapidTransitの略。大容量の接続バスにより定時制と大量輸送を実現するシステム



## ②安心・快適に利用できる公共交通環境の整備

- JR呉線の駅施設において、乗り継ぎなどに関する情報提供やバリアフリー化、ユニバーサルデザインによる機能強化を促進し、安全性と利便性の向上を図ります。
- 電車やバスなどの相互のネットワークをつなぐ乗継拠点において、地域の実情に合わせて、公共施設や民間施設などのスペースの活用や必要に応じてWi-Fi環境を整備するなど待合環境の向上を図ります。
- バスの到着時間などの情報をリアルタイムに提供するバスロケーションシステムの導入や地図アプリに対応した環境づくりなど、デジタル化に対応した環境整備に取り組み、利便性の向上を図ります。
- バスの待合環境や車両などのバリアフリー化やユニバーサルデザインに取り組み、安全性と利便性の向上を図ります。
- バス停などへの広告募集などによる収益の確保や民間事業者との協働による上屋やベンチなどの待合施設の整備や管理の仕組みづくりを検討し、待合環境の向上を図ります。
- 交通渋滞の緩和や公共交通の利用促進、また、環境負荷の低減に向け、パーク＆ライド<sup>※18</sup>などの取組を検討します。

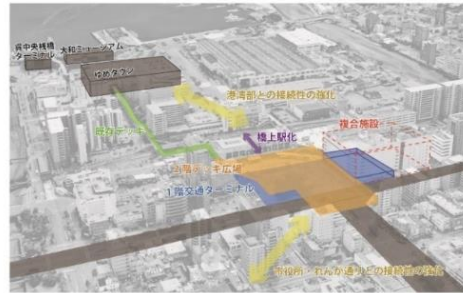
### (呉駅周辺地域)

- 鉄道やバス、次世代モビリティなどの様々な交通モードが集積する総合交通拠点として、呉駅交通ターミナルの整備と旧そごう呉店跡地の土地利用を一体的に推進します。
- 大和ミュージアムやれんがどおりなどの周辺の地域への回遊の創出に向け、JR呉駅の橋上駅化の促進などに取り組み、メインゲート機能の強化を図ります。
- JR呉駅前広場においては、安全な歩行空間を確保するとともに、滞在を促し、にぎわいを創出する空間や災害発生時における一時避難・帰宅困難者の受入空間などとしての機能を確保するため、道路空間を立体的に利用したデッキの整備に取り組みます。
- 地域内においては、官民学が連携し、都市再生整備計画<sup>※19</sup>やほこみち制度<sup>※20</sup>などによって公共空間を活用したにぎわい創出に取り組むとともに、景観に配慮した施設整備や美装化などに取り組むことで、居心地の良い空間形成に取り組みます。
- 災害発生時における地域間や都市間を連絡する緊急輸送バスや緊急輸送船などの代替交通の発着機能や情報発信機能の強化を図ります。
- 呉中央棧橋ターミナルの待合環境の向上などに取り組むなど、海上交通の玄関口の機能強化を図ります。

[総合交通拠点の整備イメージ]



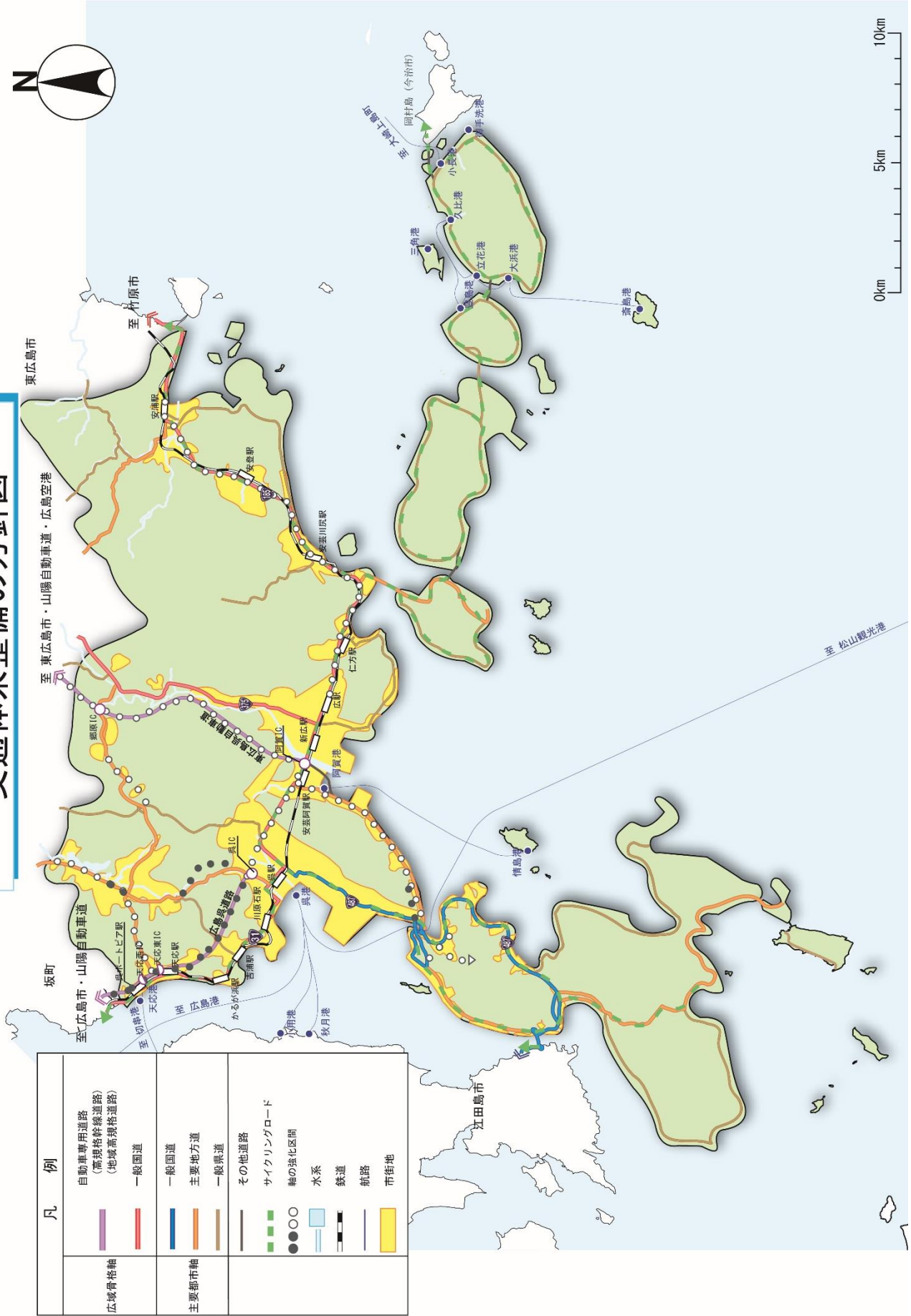
[デッキ空間と回遊導線のイメージ]



資料：呉駅周辺地域総合開発基本計画

- ※18 パーク＆ライド：自宅から最寄りの駅などの周辺駐車場へ自家用車で行き、駐車後に公共交通を利用して目的地へ向かう方法
- ※19 都市再生整備計画：地域特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進するための事業計画
- ※20 ほこみち制度：道路空間をまちの活性化に活用するための制度

# 交通体系整備の方針図



凡例	
広域骨格軸	自動車専用道路 (高規格幹線道路) (地域高規格道路) 一般国道 一般国道 主要地方道 一般県道 その他道路 サイクリングロード 軸の強化区間 水系 鉄道 船路 市街地
主要都市軸	自動車専用道路 (高規格幹線道路) (地域高規格道路) 一般国道 一般国道 主要地方道 一般県道 その他道路 サイクリングロード 軸の強化区間 水系 鉄道 船路 市街地

※軸の強化区間：広域骨格軸や主要都市軸の構築に向け、特に強化を図る区間

### 3) 都市施設の整備・維持管理の方針

- (1)公園・緑地の整備と維持管理及び空間の活用
- (2)下水道の整備と維持管理
- (3)河川の整備と維持管理，河川空間の活用
- (4)港湾・漁港の整備と維持管理
- (5)その他の都市施設の整備と維持管理

持続可能な都市経営に向け，多様なPPP/PFI手法の活用などによる民間活力の導入や効率的かつ効果的な施設整備と維持管理を推進します。

また，人口減少などの社会情勢の変化を踏まえた施設の将来需要を検討し，実情に応じた計画の変更や廃止など適切な見直しに取り組みます。

#### (1)公園・緑地の整備と維持管理及び空間の活用

- 既存の公園・緑地の保全を基本とし，人口減少などの社会情勢の変化や市民ニーズ，周辺の土地利用の状況などを踏まえ，配置や規模などの見直しに取り組みます。また，アーバンスポーツなど多様なスポーツに取り組める公園環境について検討します。
- 公園・緑地は延焼防止機能や一時避難場所としての役割を果たすことを踏まえ，更新時において防災機能の強化を図ります。市役所本庁や呉市体育館と一体的に防災中枢拠点を担う中央公園は，防災機能の強化を推進します。
- 公園の整備や施設の更新に当たっては，計画段階から，子育て世代を始めとした市民の意向を反映させるなど利用者のニーズを踏まえた整備に取り組みます。
- 公園施設の日常的な点検や計画的な施設の更新など，施設の予防保全に努めることで，安全で効率的な維持管理を推進します。
- 公園照明のLED化に取り組み，環境負荷の低減と維持管理費の縮減を図ります。
- 地区公園<sup>※21</sup>などの公園の再整備や更新に当たっては，Park-PFI<sup>※22</sup>や都市公園リノベーション協定制度<sup>※23</sup>などの民間活力を活用した制度の導入を検討します。
- 地区公園などにおいては，民間事業者や市民が主体的に取り組むイベントや社会実験などを積極的に支援し，都市再生推進法人などと官民連携による公園づくりに取り組むことで，イベント出店による起業環境の創出や滞在による周辺地域への回遊，消費の増加など，公園空間を起点としたエリアの価値の向上を図ります。
- 公園や緑地は小動物や昆虫などの生息の場として保全し，自然体験や環境学習の場としての活用と機能強化を検討します。

※21 地区公園：主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

※22 Park-PFI：パーク・ピーエフアイ。公募設置管理制度。都市公園法の規定により飲食店や売店などの公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用して公園施設の整備・改修などを一体的に行う者を公募により選定する制度

※23 都市公園リノベーション協定制度：滞在快適性等向上公園施設設置管理協定制度。都市再生特別措置法に規定される制度で，都市再生推進法人などが主体となってPark-PFI同様の取組を行うもの。



[Park-PFI のイメージ]



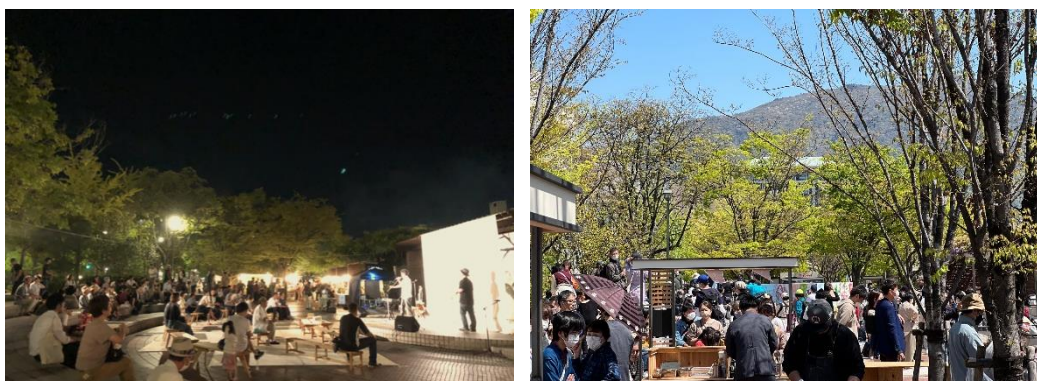
資料：国土交通省「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」

[Park-PFI 制度を活用した事例（南池袋公園）]



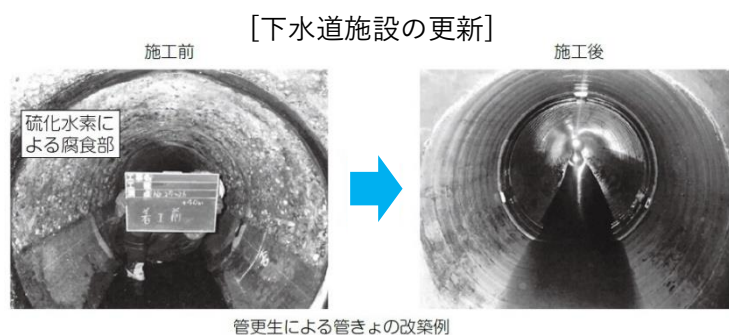
資料：豊島区「南池袋公園の公園案内」

[公園を活用したイベント（中央公園）]



## (2) 下水道の整備と維持管理

- 下水道の未整備地域については、将来の土地利用を踏まえた検討・見直しを行うとともに、地域に適した最も効率的な整備方法を検討し、公共衛生の向上と併せて水質の保全を図ります。
- 浸水被害の軽減を図るため、雨水ポンプ設備や雨水貯留施設の整備など内水氾濫対策を推進します。
- 既存の下水道施設について計画的な更新に取り組み、施設の長寿命化や耐震化を図るなど、効率的・効果的な維持管理を推進します。
- 循環型社会の形成に向け、汚水処理場で発生する汚泥などの副産物の有効利用を推進します。



資料：呉市上下水道ビジョン

## (3) 河川の整備と維持管理、河川空間の活用

- 頻発・激甚化する水災害に備え、浸水被害の防止や軽減化に向けた河川の整備や維持管理を推進します。また、二級河川に関連する河川整備に当たっては、流域治水を推進します。
- 想定される被害や周辺の土地利用の状況などを踏まえ、河川の抜本的な改良や護岸補修、浚渫などの適切な維持管理を推進します。
- 河川が本来有する生物の生息・生育地としての機能に配慮した河川整備に取り組み、グリーンインフラを推進します。
- 治水機能を最優先とした整備を前提として、環境教育の場としての活用や歩いて暮らせるまちづくりと連携した河川敷での健康づくり、また、市民団体による緑化活動など河川空間の多目的利用について検討します。

### [河川の改良（原畑川）]

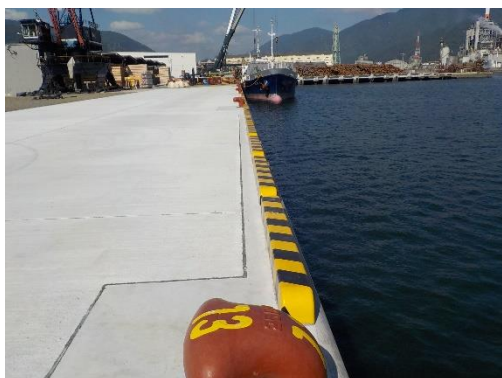




#### (4) 港湾・漁港の整備と維持管理

- 港湾計画<sup>※24</sup>に基づき、物流やレクリエーション機能の強化を図るなど、港湾・漁港の計画的な整備を推進します。
- 港湾・漁港の効率的・効果的な管理運営のために、予防保全による維持管理を推進し、老朽施設の廃止・再編や補修事業・耐震化などを進め、施設の安全性を確保します。
- 港湾機能の強化と円滑な管理に向け、必要に応じて臨港地区による規制・誘導に取り組みます。
- 重要港湾である呉港は、高速道路ネットワークによる内陸部の産業団地や他都市との連携を図るなど、その優位性を生かし、更なる機能強化を図ります。
- 大和ミュージアムに隣接するエリアでは、観光施設と一体となった機能強化を図り、海辺を活用したにぎわいの創出を検討します。

[ふ頭の整備]



[大和波止場]



#### (5) その他の都市施設の整備と維持管理

- 水道水の安定供給を図るため、将来的な水需要を想定し、浄水場や管路などの水道施設の計画的な更新を図るとともに、施設の耐震化などを推進します。また、災害発生時などにおける、冗長性を確保するためのバックアップ施設の整備を計画的に推進します。
- 駐車場施設の安全性や需要などを踏まえた維持管理や施設の廃止を含めた適切な見直しを行います。また、ウォークアブルなまちづくりと連携した駐車場の配置や規模などについて検討します。
- ごみ処理場や火葬場、市場などの都市施設は、施設の安全性や需要などを踏まえた再整備や補修など適切な維持管理に努め、必要に応じて廃止や規模の変更などの適切な見直しを行います。

※24 港湾計画：港湾法に基づき、港湾の整備や利用などに関する基本方針を定めたもの

## 4) 都市の防災・減災，強靱化の方針

### (1)都市の防災・減災，強靱化

- ①災害の危険性を踏まえた土地利用の推進
- ②防災対策事業の推進
- ③防災体制の強化

官民が連携し，ハードとソフトが一体となった防災・減災に資する都市づくりを総合的に推進することで，安全で強靱な市街地の形成を図ります。

### (1)都市の防災・減災，強靱化

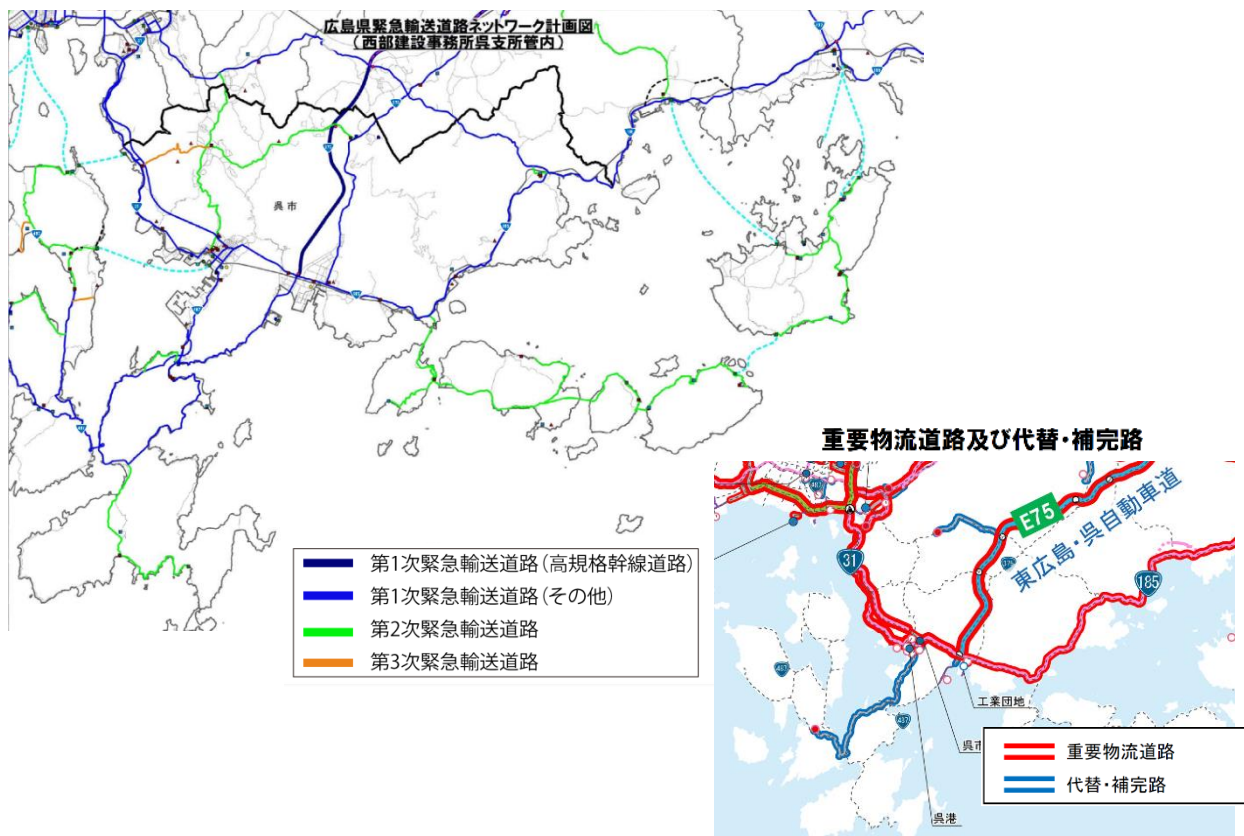
#### ①災害の危険性を踏まえた土地利用の推進

- 土砂災害特別警戒区域などの災害リスクの高い区域については，区域区分や開発許可の基準の見直しなどによって都市的土地利用を抑制し，居住誘導区域を始めとした，災害リスクの低い，安全な区域への居住の誘導を図ります。
- 市街化区域内の土砂災害特別警戒区域については，防災対策事業の進捗状況や土地利用の状況などを踏まえ，市街化区域の縁辺部の低未利用地を皮切りに，段階的に市街化調整区域に編入することを基本的な考え方として，都市的土地利用の抑制などに取り組みます。
- 既成市街地内において浸水被害が想定される区域では，危険性の周知や避難体制の整備と合わせ，地域の実情に応じて，土地利用の誘導や防災対策工事の実施などを総合的に定めた地区計画の決定などを検討します。
- 安全な居住の受け皿を確保するため，立地適正化計画において防災指針を定め，居住誘導区域内の防災対策や安全確保に取り組みます。
- 延焼のリスクが高い密集市街地においては，小規模な区画の再編によって，道路の拡幅や土地形状の改善に一体的に取り組むことで，延焼遮断・低減を図るなど都市の防災化を推進します。
- 商業地域などの都市機能が集積する区域においては，防火地域や準防火地域の指定により耐火性能の高い建築物の建築を促進します。

## ②防災対策事業の推進

- 防災中枢拠点となる市役所本庁や中央公園などにおいては、全市的な防災活動の中核を担うため、施設の防災機能の強化や情報収集機能などの機能強化を重点的に図ります。
- 地域の総合的な防災活動を担う拠点となる各市民センターや小学校、公園などの防災機能の強化を推進します。
- 物資や救援部隊の輸送など、広域的な連携を強化するため、呉市の特性を生かした、陸、海、空の広域防災拠点として、対象となる公園や港湾施設などの防災機能の強化を図ります。
- 呉駅周辺地域においては、駅前広場の機能更新に当たり、帰宅困難者等の一時避難場所や代替交通の発着機能などの防災機能を併せて整備します。
- 災害発生時の円滑な避難と支援助物資の輸送経路を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路※25、主要な避難路における橋りょうの耐震化や補修を重点的に推進します。
- 災害時の被災を防止し、救援活動などを支援する強靱な道路を確保するため、広島呉道路の4車線化を始めとして、道路ネットワークの多重性や代替性の強化を図ります。
- 防災拠点間の情報ネットワークを確保するため、市内ネットワークの二重化などに取り組みます。
- 災害時に限らず、日常的な施設点検やインフラDXの活用などによる都市基盤の効率的な維持管理と効果的な機能改善を推進し、強靱な市街地の形成を図ります。

[緊急輸送道路や重要物流道路]



※25 重要物流道路：平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を指定

### (土砂災害対策)

- 砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を推進し、土砂災害に強い都市づくりを推進します。
- 山地災害を防止するため、計画的な治山事業を促進するとともに、森林や農地などの無秩序な開発・造成の抑制と適正な保全を促進します。
- 大規模な盛土造成地の滑動崩落を未然に防止するため、その安全性についての調査を検討します。

### (水害対策)

- 気候変動に伴い頻発・激甚化する水災害に備え、浸水被害の防止や軽減化に向け、流域治水を推進します。
- 想定される被害や周辺の土地利用の状況等を踏まえ、河川の抜本的な改良や護岸補修、浚渫などの適切な維持管理を推進します。
- 雨水ポンプ施設や雨水貯留施設の整備に取り組むなど、浸水被害の防止や軽減化を図ります。
- 沿岸部においては、防潮堤や防潮水門の整備など高潮対策事業を促進します。

### [砂防事業]



### [流域治水のイメージ]



資料：国土交通省



### (地震・津波対策)

- 地震時における円滑な避難と、人や物資の移動を確保するため、緊急輸送道路や主要な避難路における橋りょうなどの耐震化や補修を重点的に推進し、その沿道の建築物などの耐震化を促進します。
- 地震や暴風の発生時における電柱の倒壊を防止するため、緊急輸送道路などの無電柱化を推進します。
- 住宅の耐震化を図るとともに、病院や店舗、福祉施設などの不特定多数の利用がある建築物や防災活動の拠点機能を有する施設の耐震化を促進します。
- 突発的に発生する津波に対し、地域における避難路の検討や民間建築物を含めた避難場所の確保など、防災体制の強化を図ります。

### (火災対策)

- 防火地域などの指定による市街地の不燃化を促進するとともに、耐震性防火水槽や消火栓などの消防設備の充実を図ります。

### (ライフラインの確保)

- 災害発生時の市民のライフラインの確保と早期の経済活動の再開に向け、上下水道施設などの耐震化や計画的な更新を推進します。また、水道施設について、冗長性を確保するためのバックアップ施設の整備を計画的に推進します。
- 災害発生時における電力供給の停止に備え、公共施設への非常発電機の設置や再生可能エネルギーの普及促進などによって必要な電力の確保に取り組みます。
- 大規模な自然災害に備えるため、発生する災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うことができる処理体制の整備を図ります。

[橋りょうの補修]

【長大橋（市道天応大浜長谷線）】



[一時避難施設標識]





### ③防災体制の強化

- ハザードマップの作成・周知や災害発生時の情報伝達手段の多様化など避難体制の整備を推進します。
- 地域の防災力の向上を図るため、防災教育や自主防災組織の活動支援などに取り組むとともに、災害時の企業の事業継続計画<sup>※26</sup>の策定の啓発などについて防災関係機関、民間団体などとの連携を図ります。
- 災害発生シミュレーションによるハード整備の検討や危険性の周知など、3D都市モデルPLATEAU<sup>※27</sup>などの新技術を活用した取組について検討します。
- 甚大な災害発生後においては、都市基盤が未整備である地区が再度不良な街区として再建されることを抑制するため、「広島県災害復興都市計画マニュアル<sup>※28</sup>」に基づき、市街地開発事業や都市施設の導入などによる復興まちづくりを検討します。

[PLATEAU のイメージ (呉市両城地区周辺) ]



※26 事業継続計画：BCP(Business Continuity Plan)。災害発生時において、企業などが資産の損害を最大限に食い止め、中核となる事業の継続や早期回復を可能とするために事業継続の方法などについて示した計画

※27 PLATEAU：プラトー。国土交通省において実施された、現実の都市をサイバー空間に再現する3D都市モデルのオープンデータ化事業

※28 広島県災害復興都市計画マニュアル：地震災害などにより都市基盤が未整備の市街地が被災し、復興に都市計画の導入が必要とされる場合に、都市計画行政に携わる者が講じるべき都市計画に必要な対応について、手引きとして広島県が示したもの。

## 5) 都市環境の保全・形成の方針

### (1)次世代に向けたグリーン社会の形成

- ①グリーンインフラによる都市基盤整備の推進
- ②脱炭素社会や循環型社会の実現に向けた都市環境づくりの推進

### (2)美しく、重厚な呉らしい景観の保全・形成

- ①都市景観の保全・形成
- ②自然や歴史，文化などの景観の保全・形成
- ③協働による景観の保全・形成

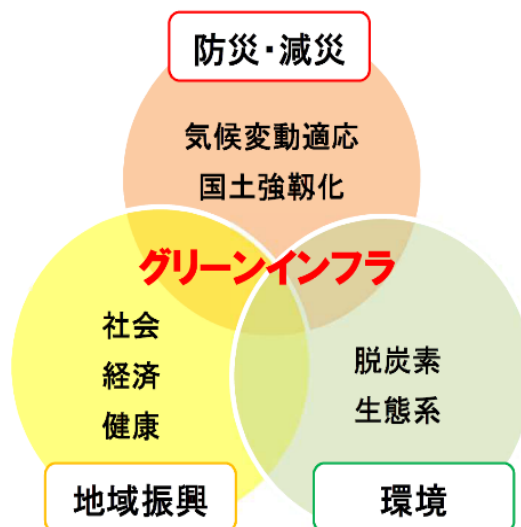
官民が連携し，グリーン社会の形成とシビックプライド<sup>※29</sup>を醸成する景観づくりに取り組み，次世代に向けた呉市らしさのある，豊かで持続可能な都市環境づくりを推進します。

### (1)次世代に向けたグリーン社会の形成

#### ①グリーンインフラによる都市基盤整備の推進

- 緑化の推進や都市内農地の保全，多自然川づくりなどに取り組み，CO<sub>2</sub>吸収源の拡大や生態系の保全に努めるとともに，自然とのふれあいの場づくりや居心地の良いゆとりある都市環境づくりを推進します。
- 水災害リスクの軽減化に向け，雨水浸透に配慮した施設整備を検討します。

[グリーンインフラのイメージ]

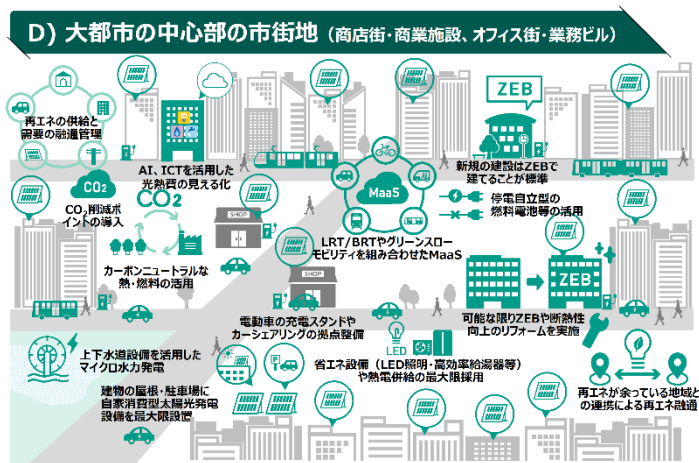


資料：国土交通省「グリーン社会の実現に向けた「国土交通グリーンチャレンジ」」

## ②脱炭素社会や循環型社会の実現に向けた都市環境づくりの推進

- コンパクトシティの取組や公共交通の利用環境の向上を図ることで、自家用車に依存し過ぎない、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
- 道路整備とあわせて、AI、IoTなどの新技術を活用した渋滞対策や自転車を活用したまちづくりを検討します。
- 公共交通ネットワークの再編に当たり、CO<sub>2</sub>の排出削減につながるグリーンスローモビリティやスマートモビリティなどの導入を地域の実情に応じて検討します。
- 公共施設や住宅を始めとして建築物の省エネ化や木質化を推進します。また、道路・公園照明などのLED化などによって施設の省エネ化に取り組みます。
- 太陽光発電やバイオマスエネルギー<sup>※30</sup>などの再生可能エネルギーの公共施設への導入や利用の拡大に向けて取り組みます。
- 大規模な事業跡地などにおいて、新たな土地利用が行われる場合には、省エネ化や再生可能エネルギーの導入などグリーン社会の実現に向けた取組を促進します。
- ごみ処理施設やし尿処理施設などについて、必要に応じて社会情勢の変化などを踏まえた見直しや整備を推進します。

### [脱炭素社会の実現に向けた取組のイメージ]



資料：環境省「地域脱炭素ロードマップ (概要版)」

### [道路照明のLED化]

#### 呉市の道路照明施設

(令和2年3月末現在)

道路照明施設	LED (省エネ型灯具等)
5, 319基	748基

LED化率 約14%



資料：呉市土木未来プラン

※30 バイオマスエネルギー：動植物などから生まれた生物資源を燃焼したりガス化させることで得られるエネルギー

## (2)美しく、重厚な呉らしい景観の保全・形成

### ①都市景観の保全・形成

- 呉市景観計画で定める誘導基準などに基づき、自然環境と調和した景観形成の誘導に取り組みます。特に景観づくり区域<sup>※31</sup>や景観重要公共施設（道路、公園）では、重点的な景観形成の誘導を行います。
- 道路や公園、学校などの都市基盤施設は、周辺環境との調和に配慮した修景化や無電柱化などに取り組み、先導的な景観形成を図ります。
- 造船などのダイナミックな産業景観や橋りょうなどのインフラ景観、大和ミュージアムや日本遺産の構成文化財などの歴史的景観の保全に努め、来訪者が呉市の魅力を体感できる呉らしい景観まちづくりを推進します。

[音戸大橋]



[れんが倉庫群]



### ②自然や歴史、文化などの景観の保全・形成

- 山地景観や海浜景観を次世代に継承していくため、その保全を図ります。また主要な山頂からの夜景や瀬戸内の多島美を望む眺望景観の保全を図ります。
- 内陸部の田園風景や段々畑、漁港集落などのふるさとの原風景の保全を図ります。
- 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、日本遺産の構成文化財でもある豊町御手洗地区や朝鮮通信使の寄港地でも知られる下蒲刈町三之瀬地区などでは、歴史・文化的なまちなみの保全と形成を図ります。

[野呂山からの眺望景観]



[御手洗地区]



※31 景観づくり区域：呉市景観条例の規定により、市民に親しまれ、市の貴重な特色が象徴的に現れている区域その他良好な景観の形成に関する施策が特に必要と認められる区域として呉市景観計画で定める区域



### ③協働による景観の保全・形成

- 呉市景観条例や呉市屋外広告物条例に基づき、建築物や工作物、屋外広告物などの形態や意匠を適切に誘導します。
- 市民・事業者と行政が連携して呉らしい景観の形成に取り組み、シビックプライドの醸成を図ります。
- 地区計画制度や建築協定<sup>※32</sup>などの制度の活用によって、良好な市街地景観の形成を促進します。
- 景観の保全と併せて、花木の植栽による緑化の推進や日常の清掃などの地域の美化活動を支援し、美しいまちづくりを推進します。

※32 建築協定：一定の区域内の関係権利者全員の合意のもとで結ばれる協定で、建築物の構造や用途、形態、意匠などに関する基準を定める